

白馬村景観計画



白馬村景観計画策定にあたって

私たちが暮らす白馬村は、天恵の山岳景観である後立山連峰を遠景に、四季折々の表情が美しい里山と田園の風景、そこに人間が創造した建物など人工物が近景として豊かな景観を織りなす村です。ここに年間多くの人々が訪れ、観光を主産業として成り立っています。村の名前にもなった遠景の代表的象徴である白馬三山は、人々が暮らし始める遥か以前より悠然と佇み、その類まれなる山岳景観の恩恵を受け、河川、河岸段丘、複合扇状地からなるダイナミックな地形が土台となり、先人たちの長い努力と営みの結果として今日ではそれぞれの地域ごとに特徴ある美しい景観を形成しています。



このかけがえのない風景をもう一度見つめ直し、その価値を再認識するとともに、次代に引き継ぐためには、将来を見据えた景観行政を推進する必要があります。国は、平成16年に景観法を制定し、地方自治体により積極的に景観行政を推進できる仕組みを制度化しました。白馬村では、この景観法の趣旨に沿ってこれまで以上に景観に関するきめ細かい取り組みを村全体で進め、白馬村らしい良好な景観づくりの実現を図ることを目的に、白馬村景観計画を策定しました。

本計画では、自然景観や歴史景観、産業景観が融合した雄大な山岳景観を本村が誇る重要な資産と位置付け、この美しい山岳景観を適切に保全し将来に継承するための具体的な方針等を示しています。景観計画に示された景観育成の基本理念「みんなで守り・育み・活かす かけがえのない白馬の景観」の実現には、村民、事業者、本村を訪れる多くの人々が、ふるさとに対する愛情と誇りを持って魅力ある景観づくりに協働で取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、景観計画の策定に際し、貴重なご意見ご提言をいただきました村民の皆さまを始め、慎重かつ十分にご審議を頂きました景観計画策定委員、都市計画審議会委員の皆さま、その他関係各位に対し厚くお礼申し上げます次第であります。

令和4年12月

白馬村長 丸山 俊郎

目 次

序 白馬村の美しい景観づくりに向けて	1
1. 景観計画策定の背景と目的	1
2. 景観計画の位置づけ	2
I 白馬村の景観特性	3
1. 白馬村の概況	3
2. 景観の骨格と特性	5
3. 景観の基本構造	10
II 景観計画区域	11
1. 景観計画区域	11
2. 景観計画区域の地域区分	12
(1) 地域区分の考え方	12
(2) 地域区分の設定	13
III 景観づくりの基本方針	17
1. 基本理念	17
2. 目標像	18
3. 村の景観を構成する重要な景観要素に関する保全等の方針	19
(1) 農地の手入れに関する事項	19
(2) 沿道における景観保全に関する事項	19
(3) 里山の手入れと植樹・緑化に関する事項	19
(4) 太陽光発電施設に関する事項	20
4. 地域区分ごとの方針	21
(1) 一般地域	21
(2) 景観育成重点地区	35
(3) 色彩エリア	41
IV 景観づくりのための行為の制限に関する事項	44
1. 届出対象行為	44
2. 手続きの流れ	45
3. 景観づくりの基準	46
(1) 共通基準	46
(2) 地域区分別の数値基準	48
(3) 色彩基準	55

V 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	57
1. 景観重要建造物	57
2. 景観重要樹木	58
VI 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する方針	59
VII 景観づくりの推進方策	60
1. 景観づくりの取り組み	60
(1) 条例の適正な運用による建築物や工作物の景観誘導	60
(2) 村民の景観に関する意識向上	60
(3) 地域のより良い景観づくりの手法	60
2. 景観づくりの推進体制	62
(1) 景観計画の推進体制	62
(2) 景観に関わる村民・事業者・行政の役割	62
付属資料	64
白馬村景観計画策定の経緯	64
1 白馬村景観計画策定委員会等での検討過程	64
2 白馬村議会	67
3 白馬村景観計画策定委員会名簿	68





1. 景観計画策定の背景と目的

白馬村の景観

本村は、白馬岳を盟主とする北アルプス白馬連峰という魅力的な山岳に抱かれ、松川、平川などの清冽な流れが豊かな扇状地を形成して水田が作られ、人々の生活を豊かに育みながら現在の田園景観を形作っています。また、塩の道と呼ばれる千国街道などの街道沿いには集落が築かれ、地域の歴史や生活文化に根差した佇まいを見ることができます。

日本を代表する山岳、スノーリゾートとして大きな発展を遂げてきた本村は、スキー場やジャンプ競技場が村内の至る所から望むことができる特徴的な景観を有し、観光地としてホテルや民宿が立ち並ぶまちなみや、緑に囲まれた別荘地も豊かな景観の一部となっています。

さらに、近年は世界に注目されるリゾートエリアともなり、国内外から来訪者を多く迎えるようになりました。また、スノーシーズンだけでなくグリーンシーズンの誘客にも力を入れており、四季を通じたアウトドアの聖地としても世界的に認知されてきたことから、魅力的な山岳自然景観や歴史・生活文化の景観も注目されるようになりました。

一方、世界的な注目と同時に、これまでにはない斬新で多様な感覚を用いたデザインや色使いの建物も建設されています。このような建物も新しい村の景観の一部であり、旧来からの集落景観との共存も特徴のひとつといえます。

計画策定の背景

これらの景観要素が相互に関係し合いながら、白馬連峰や白馬盆地の西側に位置する前山が、類まれなる中・遠景を形成することで、これらを景観とした近景が生まれ、それを育み、活かしていくことは私たち共通の願いとなりました。

また、村内各所にみられる樹木は、長い年月をかけて成長し、山岳景観、山林集落景観等を構成する重要な要素となっており、別荘地や観光施設周辺などでは魅力ある景観の要素という性格も併せ持っています。これらの樹木を守り、適正に管理していくことで、村の景観をより良いものにしていくことも大きな命題の一つです。

本村では、景観を「子孫に伝えていく大切な財産であり、将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえでも必要不可欠なもの」と位置づけ、平成11年施行の「白馬村環境基本条例」や「白馬村まちづくり環境色彩計画」「景観育成住民協定」などにより、景観育成に取り組んできました。また、長野県景観育成計画では、特に重点的に景観の育成を図る区域として「国道147号・148号沿道景観育成重点地域」が指定されたことで、相互に補完し合いながらこれまで景観行政が進められてきました。

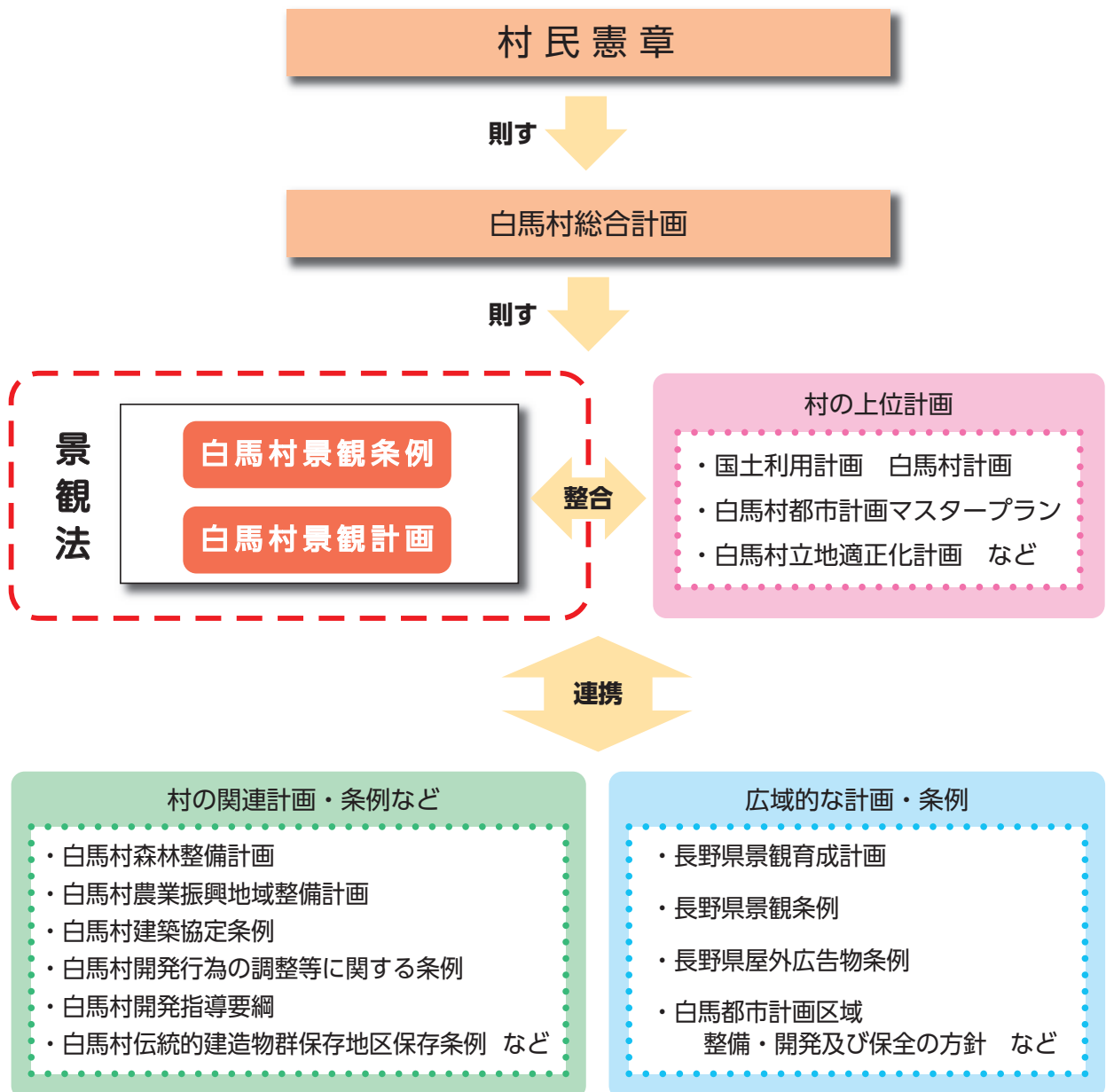
計画の目的

白馬村景観計画は、これまで個々に取り組んできた景観づくりを、村全体の一体感ある取り組みとするため、良好な景観づくりに関する基本的な考え方や方針及び基準、取り組みのあり方などを明らかにした計画です。本村らしい景観を、村民自らが共有財産として認識し次世代に継承するため、この計画に基づき村民、事業者、行政が適切な役割分担と協働により、良好な景観をつくり、守り、育てることで、将来も豊かな自然と人々の生活、観光産業が調和し、心地よさを感じられることを計画の目的とします。

2. 景観計画の位置づけ

白馬村景観計画は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「景観計画」（法定計画）として定めるものであり、「白馬村総合計画」に則した景観づくりの分野における基本計画と位置づけられます。

本計画は、景観法の基本理念に則り、景観の保全・育成を本村らしく進めることができるよう、様々なまちづくり計画・施策と連携し、景観行政において総合的な展開を図る役割を担うものです。



図表 1 白馬村景観計画の位置づけ



1. 白馬村の概況

本村は、面積 189.36km²、周囲 65.5km、南北 16.8km、東西 15.7kmで、長野県の北西部に位置しています。

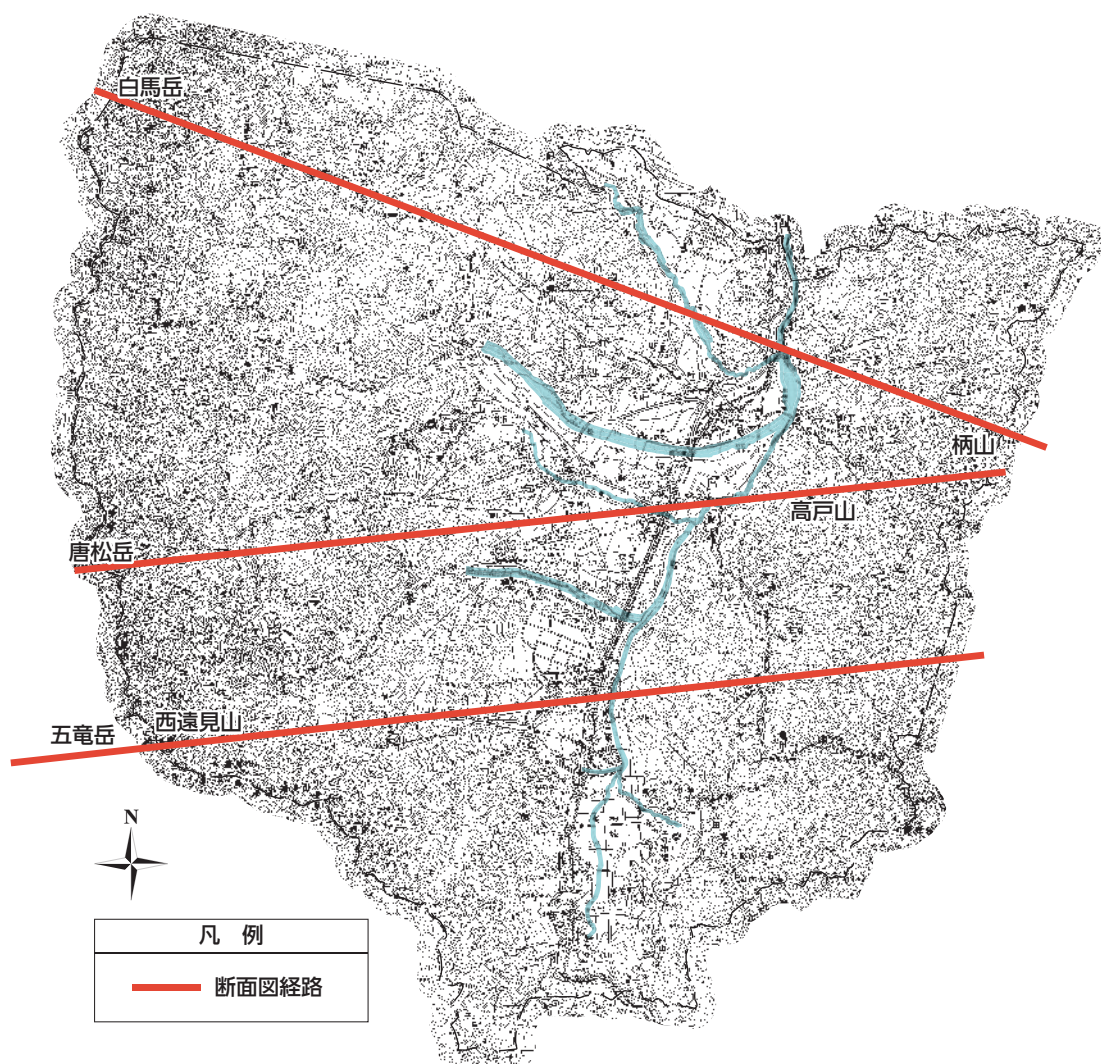
南は佐野坂峠で大町市と、西は後立山連峰を構成する白馬連峰を境界として富山県と、北は小谷村と、東は東側山地を挟んで長野市・小川村と、それぞれ隣接しています。

地域の中央部を南北に糸魚川ー静岡構造線断層帯が走っており、平成 26 年（2014 年）11 月に最大震度 6 弱を観測した神城断層地震は、糸魚川ー静岡構造線断層帯の一部である神城断層がずれたものです。

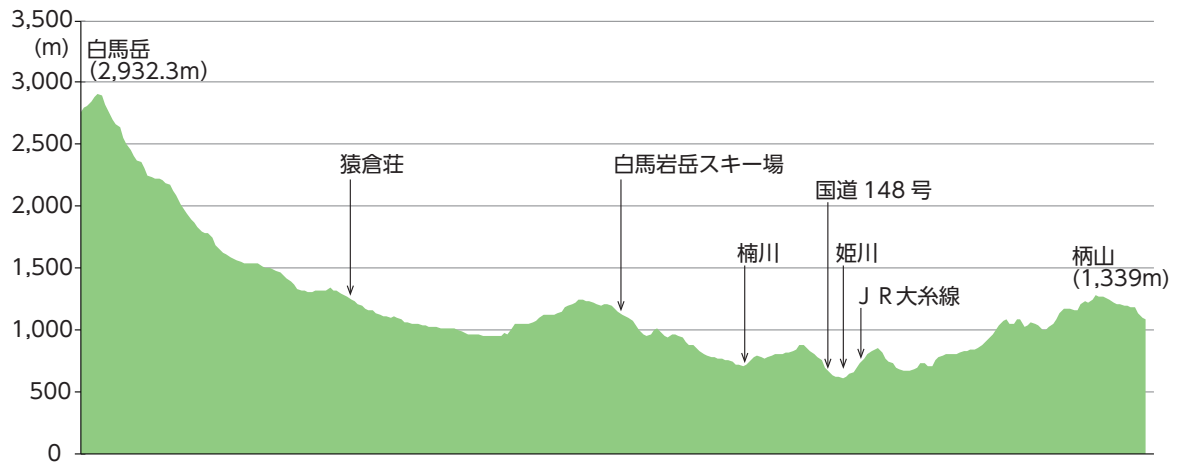
白馬連峰から流れ出す河川は扇状地を形成し、この扇状地上が村民生活のほか、農業・商業・工業・観光など産業の場となっています。

村のほぼ中央部を南部から北部へ流れる姫川は、本村の南端佐野坂に源を発し、東西山地より流れ出る谷地川・平川・松川・楠川・峯方沢などと合流し、日本海へ及んでいます。

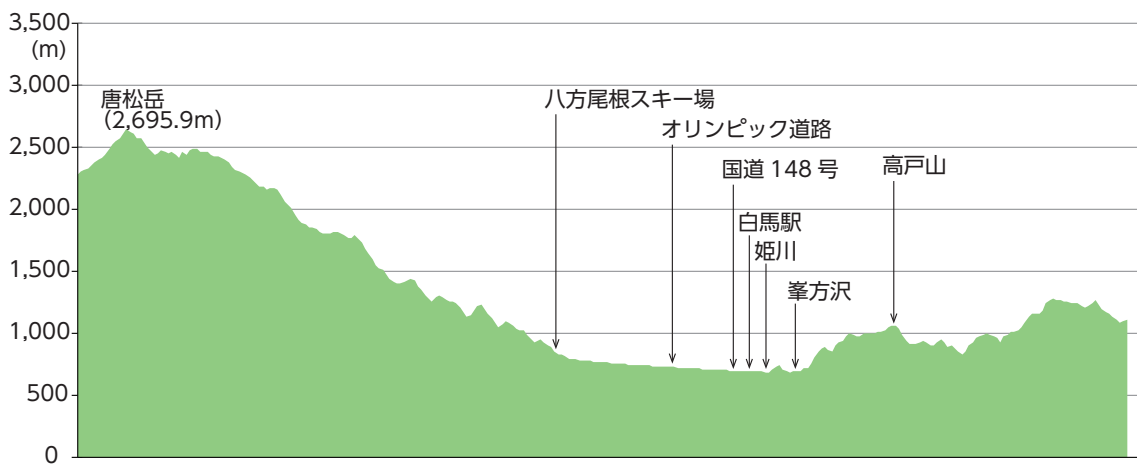
西側の白馬連峰一帯の急峻な山岳景観は、登山・トレッキング・スキー場などとともに主要な観光資源となっています。また、東側山地は、豊かな造林地帯が占めています。



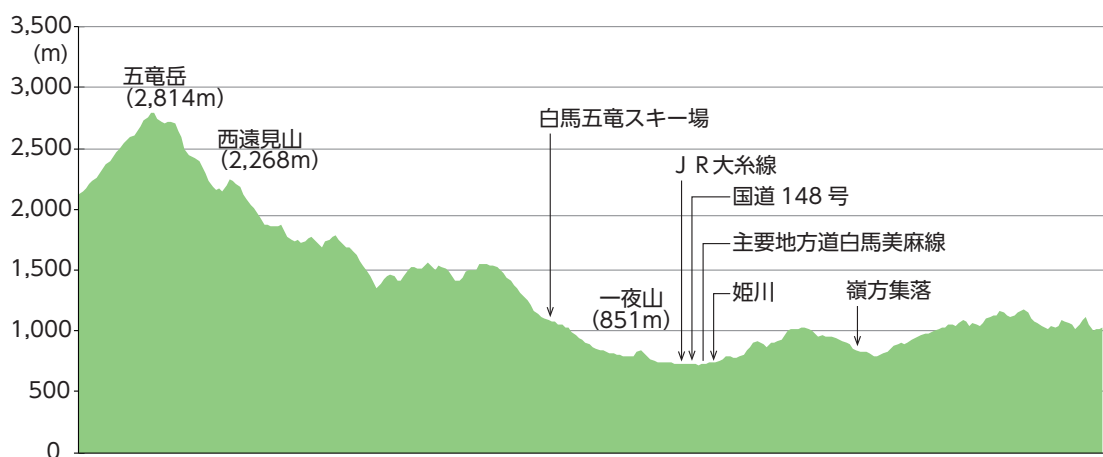
図表 2 地形断面経路



図表 3 地形断面図（白馬岳～柄山）



図表 4 地形断面図（唐松岳～高戸山）



※ 断面図は、相対的なイメージがとりやすいよう高さを2倍に強調しています。

(資料：電子国土 WEB)

図表 5 地形断面図（五竜岳～嶺方集落）

2. 景観の骨格と特性

本村の景観は、「自然環境の景観」「生活文化・歴史の景観」「観光産業の景観」「道路沿・河川の景観」の4つの特徴的な景観要素に分けて考えることができます。

この、4つの特徴的な景観要素に対し、景観的な空間の特性として整理すると、「面的な広がりを感じる景観」「まとまりや集まり（集積）のある景観」「奥行やつながり（軸、連続）を感じる景観」「方向や目印（シンボル）となる景観」に分けることができ、それぞれの「景観の境界（縁取り）」も空間の特性として整理することができます。

面的な広がりを感じる景観

■ 広がりを感じる田園の景観

村内には、佐野・沢渡地区、飯森地区、深空地区、新田地区などに、まとまりのある広大な農地がみられます。

これら広大な農地は、白馬連峰を眺める際の前景として、また、四季折々の人の営みと自然が調和した開放感ある景観となっています。



■ すべての景観の背景となる緑豊かな山地

村のどこにいても白馬連峰、前山、東山を眺めることができます。これら山地には多くの緑が茂り、春には残雪と新緑のコントラスト、夏には青々とした緑、秋には紅葉、冬には起伏のある雪景色と、四季折々の姿を見せてくれます。この緑豊かな山地は、類まれなる景観の主役であるとともに、景観の背景として重要な役割を担っています。



■ 村内を見渡すことができ視界が広がるスキー場

村内のスキー場は西側の前山に位置し、各スキー場からの視界は広がりをもって白馬盆地を一望できます。

近年は、スノーシーズン観光はもとより、グリーンシーズン観光も盛んであり、年間を通して賑わいがあります。

スキー場最上部に設置されたテラスやスキー場内からの非日常的な眺望は、観光資源として活用されています。



■ 本村の景観を堪能できる眺望点

長野県は「守るべき大事な景観」として「眺望点」を指定しており、村内には12か所が指定されています。

ここから眺める景観は様々な景観要素が織りなす村を代表する景観であるとともに、観光資源のひとつとしても活用されています。



まとまりや集まり（集積）のある景観

■ 建物が集積する市街地

白馬駅周辺は村の中心地であり、国道 148 号や一般県道白馬岳線沿いに多くの商業施設が集積しています。またその周辺には役場、図書館、小学校等の公共施設が集まっています。

この市街地は、村民の生活に関わりが深いとともに、鉄道や高速バス等を利用して訪れる観光客を迎える村の玄関口でもあります。



■ スキー場の旅館街

本村西側の五竜、八方、岩岳などのスキー場周辺を中心として、旅館やホテル、飲食店等の商業施設がまっています。

これらの区域は、近代的な建物が集積する区域であるとともに、季節ごとに行き交う多くの来訪者の姿を含めて、特徴ある景観を形成しています。

さらに、新田地区のように水と桜に囲まれた旅館街など、特徴ある景観を守り、育てている地区もあります。



■ 緑に囲まれた別荘地

村内各所では、かつて大規模な別荘地開発が行われました。これら別荘地では住民協定や独自の建築ルール等により、村民自らが景観の保全や創出に取り組んできました。その結果、緑豊かな別荘地が形成され、その価値を高めています。

さらに、これらの別荘地内には貸別荘やペンション、レストランなども点在しており、これら商業施設も特徴ある景観要素のひとつとなっています。



奥行やつながり（軸、連続）を感じる景観

■ 良好な景観が望める道路軸

村を車で訪れる際には、国道 148 号や主要地方道白馬美麻線を利用することになります。

これらの道路から広がりのある田園風景を前景に眺める白馬連峰は、その雄大さから多くの来訪者に感動を与える景観です。

さらに、白馬駅から八方地区に向かう一般県道白馬岳線からも、正面に雄大な白馬連峰を望むことができます。

これら道路軸からの眺めは、村の景観を特徴づけるものとなっており、その中でも白馬駅前では、村の玄関口としての景観価値の向上や防災対策のため、無電柱化が進められています。



■ 豊かな水辺空間の河川軸

村内を流れる姫川をはじめ、松川、平川などの河川は、清らかな水、周辺の樹木や様々な色や形をした岩石が特徴ある景観を形成しています。

これら河川沿いには、河川敷広場や大出公園、白馬グリーンスポーツの森など、村民の憩いの場も設けられており、背景となる白馬連峰の景観が付加価値を高めています。



景観の境界（縁取り）

■ 白馬連峰・前山・東山の山並みの稜線・平坦地と山地との境界部の緑の縁取り

村内の様々な景観は、それぞれが不確実な境界でつながっています。例えば、空と白馬連峰、白馬連峰と前山、前山と平坦な居住地や農地、観光地として利用されている区域といった、それぞれの景観の境は特徴ある景観となっています。

また、緑豊かな別荘地と周辺の農地、スキー場とその周辺の樹林との境にも景観の境界があります。

多くの景観の境界があることは、本村の景観の特徴となっています。



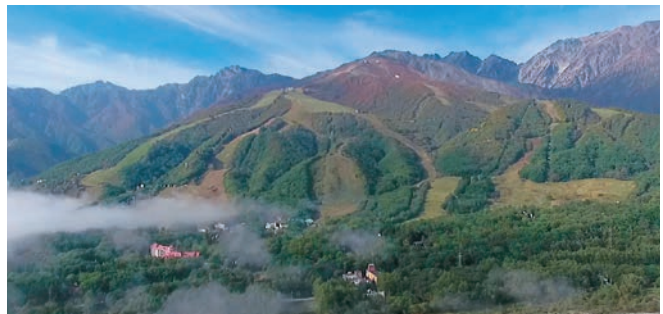
方向や目印（シンボル）となる景観

■ シンボル景観となるスキー場

村内のスキー場は、その位置、白馬連峰を背景としたスキー場の形態等から、シンボリックな景観となっており、また、遠方からでも目標として視認できます。

これらは、本村に多くのスキー場があることで形成される特徴的な景観です。

さらに、スキー場という特性から、夏でも周辺の樹林地とのコントラストにより、特徴的な景観を形成しています。



■ 本村を特徴づける山頂

本村の象徴的な景観として北アルプス連峰が位置しています。この北アルプス連峰には多くの山頂が含まれ、それぞれの山頂は白馬連峰を語る際の目印となっています。

また、東山においても、市街地から見通すことの出来る山頂はランドマークとなっています。

これらの山頂は、本村を特徴づける景観の重要な要素となっています。



■ ランドマークとなる構造物

村内には、ランドマークとなりえる構造物が各所にみられます。

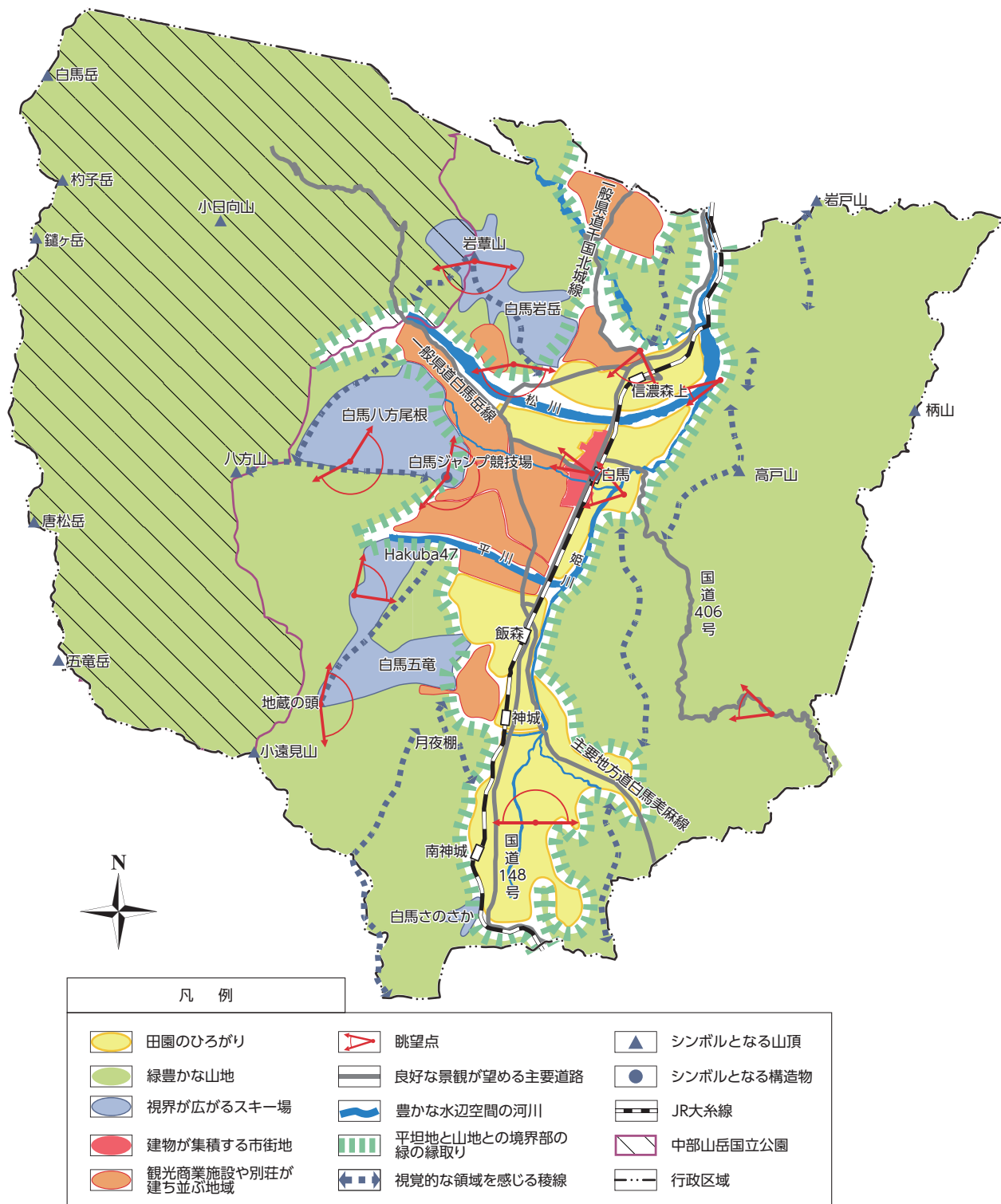
これら構造物は、様々な場面において目印になり、その特徴から白馬固有のランドマークとなっています。

特に、白馬駅、白馬ジャンプ競技場などは、誰もが認識する目印となっています。



また、地域の人たちに大切にされてきた歴史を物語る神社や石仏群など新旧のスポットも、ランドマークとして村の大切な景観の要素となっています。

3. 景観の基本構造



図表6 景観基本構造図



1. 景観計画区域

白馬連峰と西側前山の織りなす山岳景観、田園と緑の背景に囲まれた集落、登山・スキーの観光やリゾート開発により形成された景観、そこに人々が暮らし、生活や文化・歴史を育んできました。

それらが相まって本村の景観を作りだしていることから、景観法に基づく規制・誘導を適用するエリアである景観計画区域は本村全域とします。



図表7 白马村景観計画区域

2. 景観計画区域の地域区分

(1) 地域区分の考え方

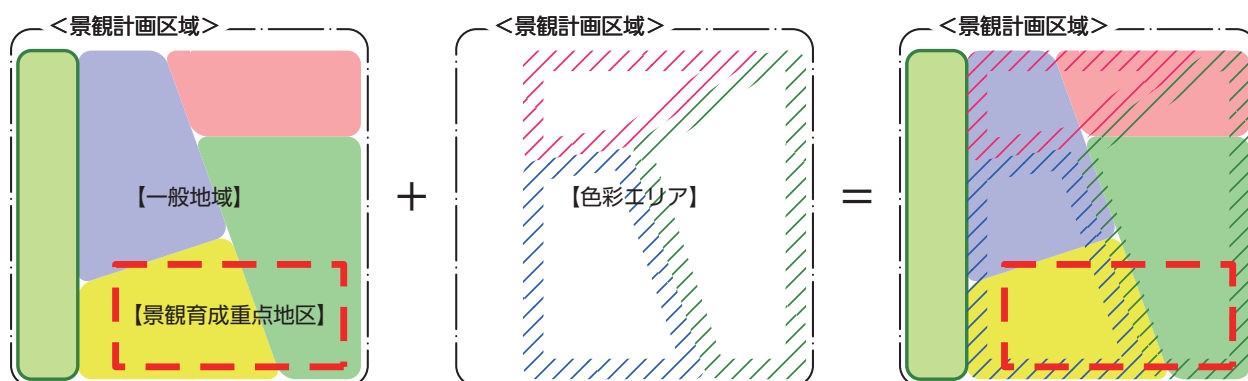
本村は旧来からの集落に加え、観光や別荘等様々な目的を持った開発が各所で行われてきました。また、近年はこの別荘地を居住のために使用し、定住する方が増加しています。さらに、白馬駅周辺など、都市化が進行している区域もあります。このように、地域により全く違った景観が見られるのも村の特徴といえます。

このことから、地域の特性に細やかに応じられるよう景観計画区域をいくつかの地域に区分し、その地域ごとの基本方針と基準を設けることが必要です。

本村の景観は、「自然環境」、「生活文化・歴史」、「観光産業」、「交通（道）」の特徴的な4つの景観要素で捉えることができます。さらに、これら景観要素が絡み合い、「景観の境界」、「面的な広がりを感じる景観」、「まとまりや集まりのある景観」、「奥行やつながりを感じる景観」、「方向や目印となる景観」により景観的な空間を構成しています。

これらの景観要素と景観の空間構成に加え、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の法的な規制、建築物や土地利用の現況や住民協定の認定状況等を踏まえ、景観計画区域を7つに類型化しました。これを地域区分の一般地域と称します。

また、特に景観育成を推進する箇所を、景観育成重点地区として一般地域に重ねます。さらに、色彩については、これまで運用してきた白馬村まちづくり環境色彩計画を基本に、前述の地域区分とは別に色彩エリアを設定します。



図表8 地域区分の概念

(2) 地域区分の設定

地域区分の境界は、行為をする側とその行為を審査する側の双方が分かりやすいよう、自然公園地域や都市機能誘導区域など、法的に区域が定められているものについてはその区域を、それ以外の境界は現況の地形地物を基本とします。

①地域区分（一般地域）

図表9 地域区分（一般地域）

一 般 地 域	範 囲
山 岳 地 域	中部山岳国立公園特別地域のうち本村の範囲
山 林 集 落 地 域	山林地域、山林内に点在する集落地
田 園 地 域	まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地
白馬駅周辺地域	白馬村立地適正化計画の都市機能誘導区域（白馬駅周辺地区）
観 光 地 域	スキー場地域に隣接し観光施設等が集積する地域、落倉地区
ス キ ー 場 地 域	・ 白馬岩岳 ・ 白馬八方尾根 ・ Hakuba47 ・ 白馬五竜 ・ 白馬さのさか
河 川 景 観 軸	以下に示す河川の河川区域 姫川、楠川、松川、大櫓川、平川、犬川、谷地川

②景観育成重点地区

景観計画区域のうち、その地区の特性を活かしたより細やかな景観育成を積極的に図る必要がある地区を、景観育成重点地区として指定します。

景観育成重点地区は、下記の要件のうちいずれかを満たす地区とし、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項について、当該地区における村民の合意が得られた地区、もしくは村民から提案制度により白馬村景観審議会での審議を経て、随時指定を行います。

【景観育成重点地区指定の要件】

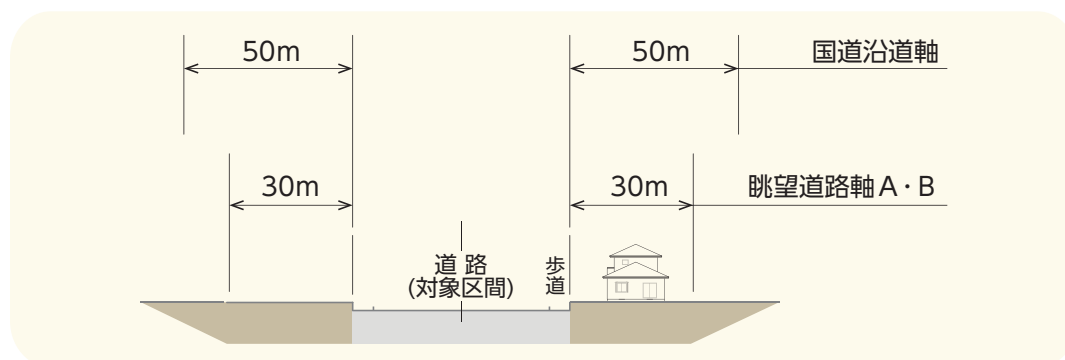
- ・ 景観育成住民協定地区
- ・ 歴史的特徴のある景観の広がりをもつ地区
- ・ 自然と調和した景観の広がりをもつ地区
- ・ 道路に沿って特徴ある景観をもつ地区
- ・ 優れた眺望景観をもつ地区
- ・ 村を印象付ける景観をもつ地区
- ・ その他景観育成上必要と認める地区

【景観育成重点地区の指定】

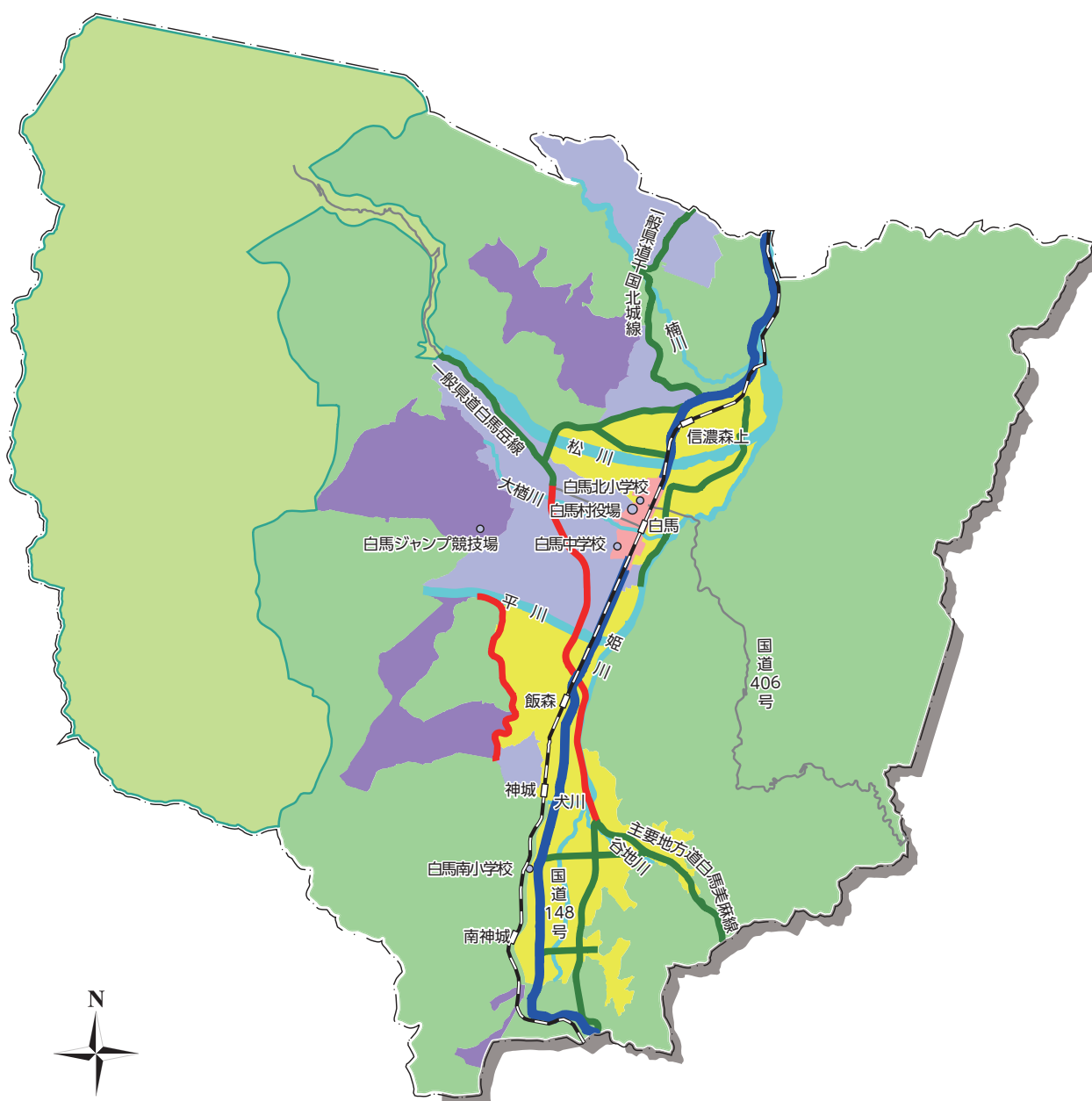
多くの人の視点場となる主要道路からの眺望は、村の特徴を印象づけ景観育成を図る上で重要であることから景観育成重点地区（沿道景観軸）に指定し、積極的な景観育成を推進します。

図表 10 景観育成重点地区（沿道景観軸）

沿道景観軸	対象路線名称	区 間	範 囲
国道沿道軸	国道 148 号	白馬駅周辺地域を除く大町市との境界から小谷村との境界まで	道路（対象区間）の境界両側各 50 m以内
眺望道路軸 A	主要地方道白馬美麻線	村道 3149 号線から大町市の境界まで	道路（対象区間）の境界両側各 30 m以内
	一般県道千国北城線	国道 148 号から小谷村との境界まで	
	村道 0101 号線	国道 148 号から東方向へ約 900 mの範囲（神城 2157 地番先）	
	村道 3149 号線	大町市との境界から主要地方道白馬美麻線まで	
	村道0201・1082号線	国道 148 号との交差点から主要地方道白馬美麻線まで	
	村道 3064 号線（消防署前線）	村道 0105 号線（白馬山麓線）から国道 148 号まで	
	村道 0105 号線（白馬山麓線）	一般県道白馬岳線から国道 148 号まで	
	一般県道白馬岳線	八方交差点から二股橋まで	
	村道 1124 号線（姫川左岸道路）	下河原大橋から村道 3143 号線（塩島旧国道）まで	
眺望道路軸 B	主要地方道白馬美麻線	飯森陸橋北信号から村道 3149 号線まで	道路（対象区間）の境界両側各 30 m以内
	村道 0105 号線（白馬山麓線）	主要地方道白馬美麻線から一般県道白馬岳線まで	
	村道2026・2199号線（神城山麓線）	村道 2199 号線全線、村道 2026 号線終点から村道 2039 号線まで	



図表 11 沿道景観軸の範囲（概要）



凡 例		
■一般地域		
山 岳 地 域	観 光 地 域	■景観育成重点地区
山林集落地域	ス キ ー 場 地 域	国道沿道軸 (両側50m)
田 園 地 域	河 川 景 観 軸	眺望道路軸A (両側30m)
白馬駅周辺地域		眺望道路軸B (両側30m)

図表 12 地域区分（一般地域・景観育成重点地区）

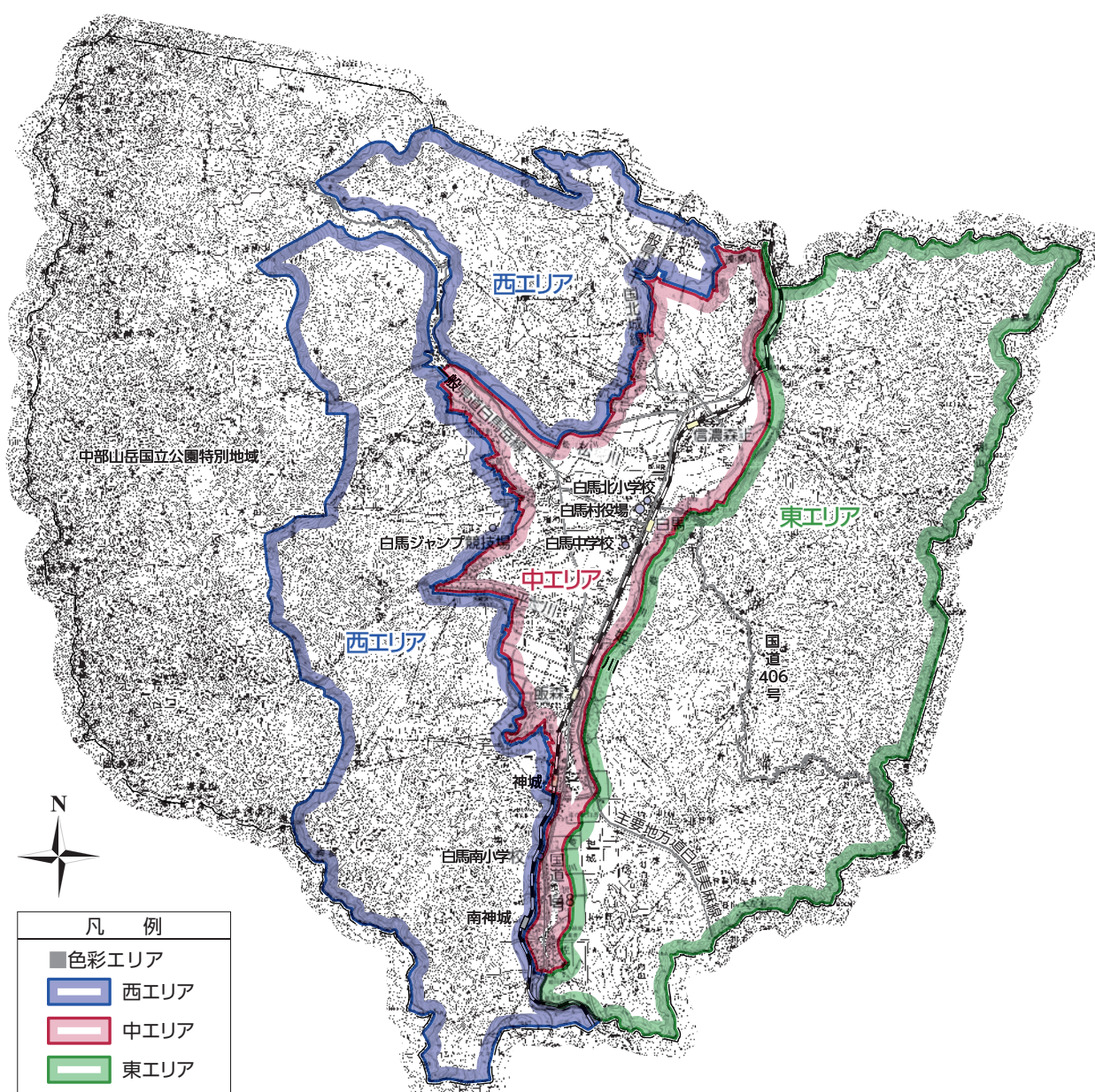
③色彩エリア

本村にふさわしい魅力的でオリジナリティある色彩景観の形成を目的として、平成 11 年に「まちづくり環境色彩計画（建築外装色彩指針）」を策定し、今日までの約 20 年間、この色彩計画に基づき運用し続けてきており、村民や事業者への周知も浸透しています。

そのため、景観計画での建築物における色彩については、この色彩計画の継続を基本とした色彩エリアを設定します。

図表 13 色彩エリア

色 彩 エ リ ア	範 囲
西 エ リ ア	西側の山林集落地域、スキー場地域、落倉及び飯田地区の観光地域
中 エ リ ア	西・東エリアを除く区域
東 エ リ ア	姫川より東側の区域



図表 14 色彩エリア



1. 基本理念

私たちが住む白馬村は、国内外からの移住者や観光客が増えてきました。これまでの先人たちが長い年月を費やして、北アルプスの美しい山々を背景とした唯一無二の景観を守ってきました。近年は、開発の歴史の上に新しいまちなみとしての整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが入り交じりながら独自の景観が育まれています。

私たちは、本村の良好な景観を村民共有の財産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志のもと、村民、事業者及び行政が一体となって魅力ある景観を育成し、次世代へと引き継いでいくために、基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

みんなで守り・育み・活かす かけがえのない白馬の景観

※「基本理念」とは、物事・活動について、このようにあることが望ましいとする根本の考えです。
「みんな」とは、村民、事業者、観光客、行政等、村に関わる全ての人や団体等を指します。

【守る】

本村には、先人から守り継がれた「かけがえのない自然景観」や、歴史・文化など人の営みが生み出した「歴史的な景観」があります。

これからも、この白馬らしい景観を「みんな」で守っていきます。

【育む】

本村では、ただ景観を守るだけではなく、早くから景観に関するルールを創り、別荘地や観光地など地域の発展のための開発等を行う際にこれに配慮することで、唯一無二の景観を「育んで」きました。

これからも、この唯一無二の景観を「みんな」で育んでいきます。

【活かす】

本村には、年間を通して多くの観光客が訪れます。訪れる観光客は非日常に身を置くことで憩い、明日への活力を得ています。そのために、白馬の景観をもてなしのための観光資源として活かしてきました。

これからも、このもてなしの景観を「みんな」で活かしていきます。

2. 目標像

本村の景観の目標像（将来イメージ）を以下のとおりとします。

※「目標像」とは基本理念に基づいて村が将来めざす景観づくりの姿を示したものです。

目標像1 「自然環境が生み出す景観」が守り続けられる白馬

盆地状の地形を取り囲む山々の自然環境が生み出す景観は、ある時は背景を成し、ある時には景観づくりの主役にもなります。また、登山などのアウトドアアクティビティの舞台にもなります。さらに、ひろがりのある景色のなかでは、道路や川から見通す際のランドマークにもなります。一方、村の西側の地域は、一定の標高以上が中部山岳国立公園に指定され、貴重な自然を守っています。

本村では、この「自然環境が生み出す景観」を守り続けています。

目標像2 「生活文化・歴史の景観」を育み続ける白馬

本村には古くから千国街道や山間の道沿いにいくつもの集落が設けられ、人々の暮らしを育んできました。大きな茅葺屋根の民家、集落に点在する神社と林、棚田などには、今なお歴史や文化を感じさせる景観が残っています。また、青鬼地区は棚田と茅葺屋根の民家の特徴とした集落として重要伝統的建築物群保存地区に指定されているのをはじめ、野平、蕨平、通、などの集落も昔の佇まいのままに現存しています。一方、村内にはスキー場や別荘地などをはじめとした観光施設が多く建設されました。

このように本村では、村民の生活や歴史的な景観を守るだけでなく、それぞれの区域ごとに「生活文化・歴史の景観」として景観を育み続けています。

目標像3 「もてなしの景観」を活かし続ける白馬

本村の市街地は、駅周辺に商業施設やオフィスが点在し、その周囲に低層を基調とした住宅地等がコンパクトなまちなみを形成しています。このコンパクトな市街地には建物や街路、広場などがまとまった景観や、地域の生活に育まれ大切にされた歴史文化の景観があり、住む人、訪れる人を大切にしている村であるという心地よさを感じさせ、人々の生活を豊かにしています。

本村では「守り 育み 活かす 景観」こそ重要かつ持続可能な観光資源との認識を共有し、多くの観光客のおもてなしに活かし続けています。

3. 村の景観を構成する重要な景観要素に関する保全等の方針

本村の景観づくりを進めるためには、建築物や工作物の他に、それらを取り巻く今ある農地、里山、道路などの土地利用も重要な景観要素であり、建築物などと同様に維持・管理しなければ望ましい白馬の景観は成り立ちません。

そこで、農地など村の景観を構成する重要な景観要素の保全等についての方針を定めます。

(1) 農地の手入れに関する事項

春に水かがみの田んぼに早苗が植えられ、秋に黄色く色づいた稲穂がゆれる農地の景観は、日本の原風景であり、本村においても例外ではありません。中景・遠景の景観が映えるためには、適正に維持・管理された農地であることが不可欠です。

近年、耕作者の高齢化や後継者不足等の事情から耕作をやめざるを得ない農地も目立つようになり、一部には手入れが行き届かない農地もみられます。

本村の景観を観光資源として有効に活かすためには、農地やその周辺を適正に維持・管理することが求められ、景観保全に努めることが大切です。

(2) 沿道における景観保全に関する事項

近年、車社会の進展と高速交通網の整備に伴い、多くの観光客は自動車やバスを利用して本村を訪れています。その中でまず目に飛び込むのは、遠くの山岳景観と近くの沿道景観です。

しかし、手入れが行き届かず雑草が繁茂する沿道の様子は、象徴的な遠景をも阻害してしまうため、これら道路沿いの土地について適正な維持・管理を行うことが求められます。

沿道の草刈りや花々の植栽等地域をあげた取り組みは、本村を訪れる多くの人々への「おもてなし」につながることから、官民協働による維持・管理体制を充実し、沿道景観の保全を図ります。

(3) 里山の手入れと植樹・緑化に関する事項

山岳地域以外の身近な里山風景や、各所の雑木林も本村の景観を形成する大切な要素です。樹木は長い年月をかけて成長し、山麓景観の主役となっています。

一方で近年里山は荒れています。その結果として景観ばかりでなく、有害鳥獣による農業や生活への影響も少なくない状況です。

山林を管理するための人手不足を解消し、下草刈りや間伐、枝打ちなど計画的な手入れにより、山麓景観を保全していくことが重要です。

同時に開発事業においては可能な限り樹木の皆伐を避け、伐採を最小限とすることが求められます。やむなく皆伐する場合は、開発事業者の責任において新たな植樹・緑化に努めるとともに、個人住宅等を建設する場合においても、敷地内への樹木（広葉樹）の植栽や芝生・花壇の設置を促し、潤いあるまちなみ保全を図ります。

（４）太陽光発電施設に関する事項

ゼロカーボン社会を目指すうえで、再生可能エネルギーを生み出す手段の一つである太陽光発電施設の設置は大きな期待を背負っています。

一方で、地上設置型の太陽光発電施設は、眺望景観を重要と捉える本村においては、決して好ましいものではありません。特に森林の皆伐や無計画な農地転用による設置は、規模の大小を問わず極力避けるべきであり、計画段階から特に配慮が必要です。

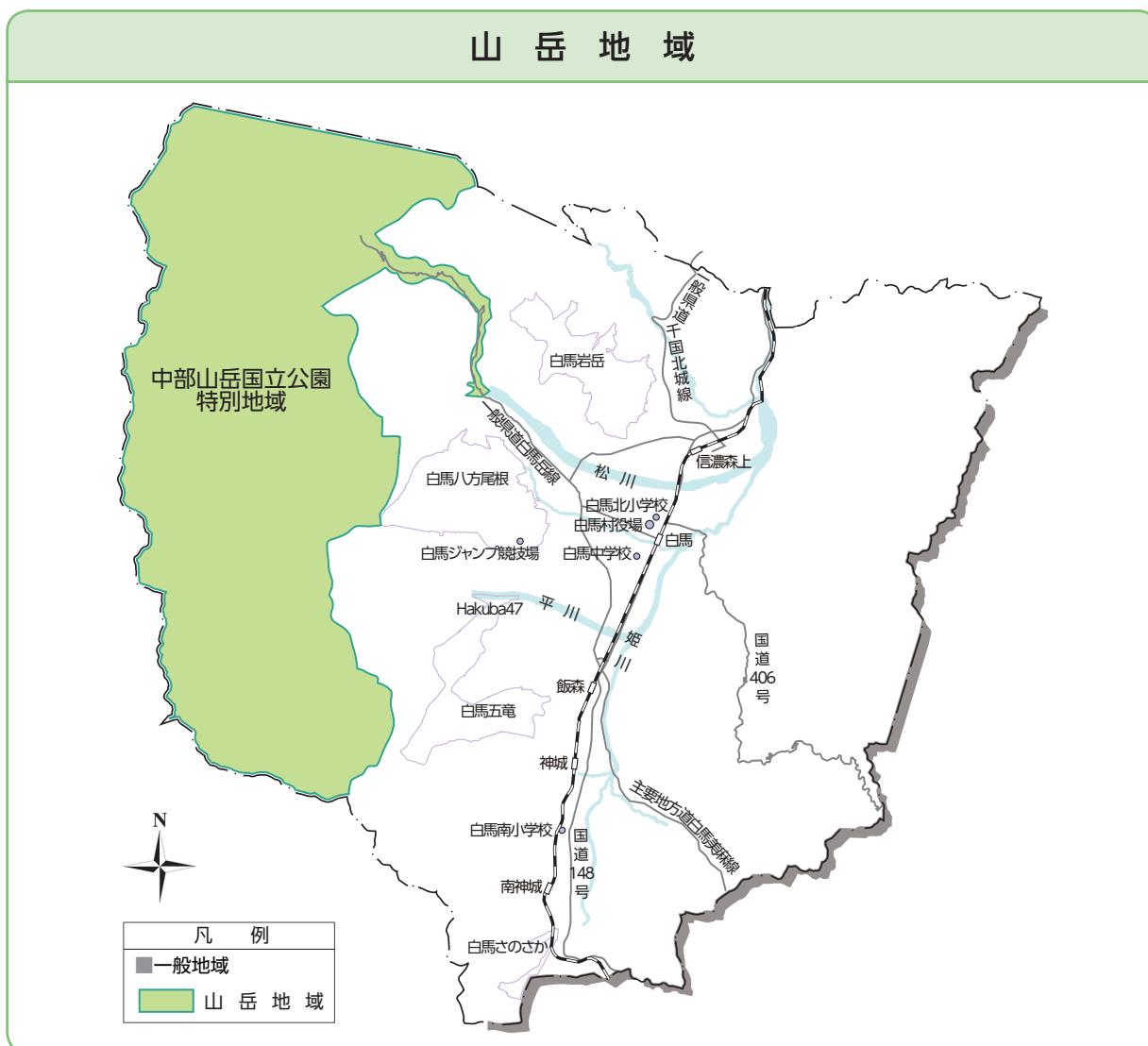
「白馬村太陽光発電設備の設置管理等に関する要綱」やそのガイドラインに基づき、周辺地域との協議が整った上での設置を前提とし、周辺景観と調和させるため周囲を樹木で囲むなど適切な景観対策を講じることにより、直接目に触れないよう努めるものとします。



4. 地域区分ごとの方針

(1) 一般地域

山岳地域



範囲（境界）の根拠

中部山岳国立公園特別地域のうち本村の範囲

景観・土地利用の特性

中部山岳国立公園特別地域に指定されている区域で、自然環境が良好に保たれている区域です。一部にスキー場がありますが、多くは山林となっています。また、平川、松川などの源流でもあります。

自然環境が醸し出す類いまれな山岳景観が村の景観の主役であり、背景ともなっています。四季折々に、様々な姿を見せてくれます。

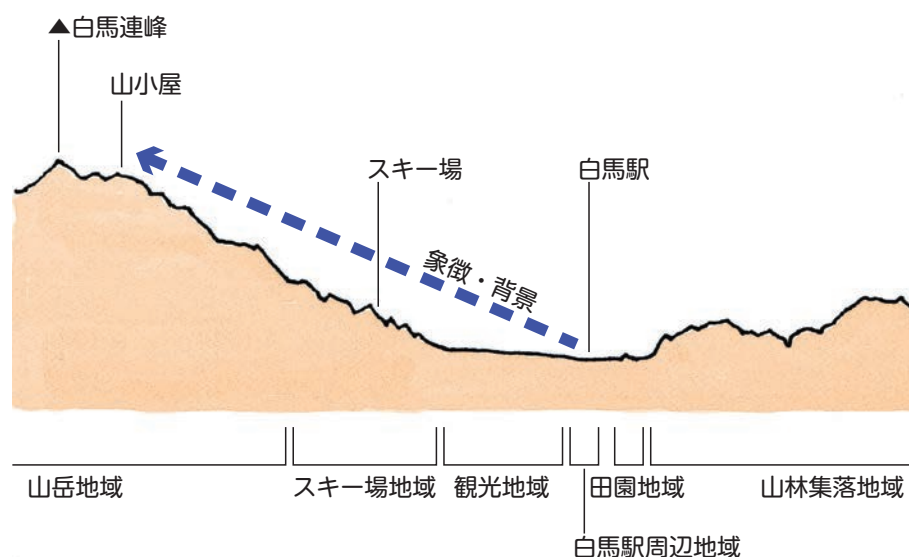
景観づくりの基本方針

本村の象徴である白馬連峰を全ての地域で映る景観として大切にする

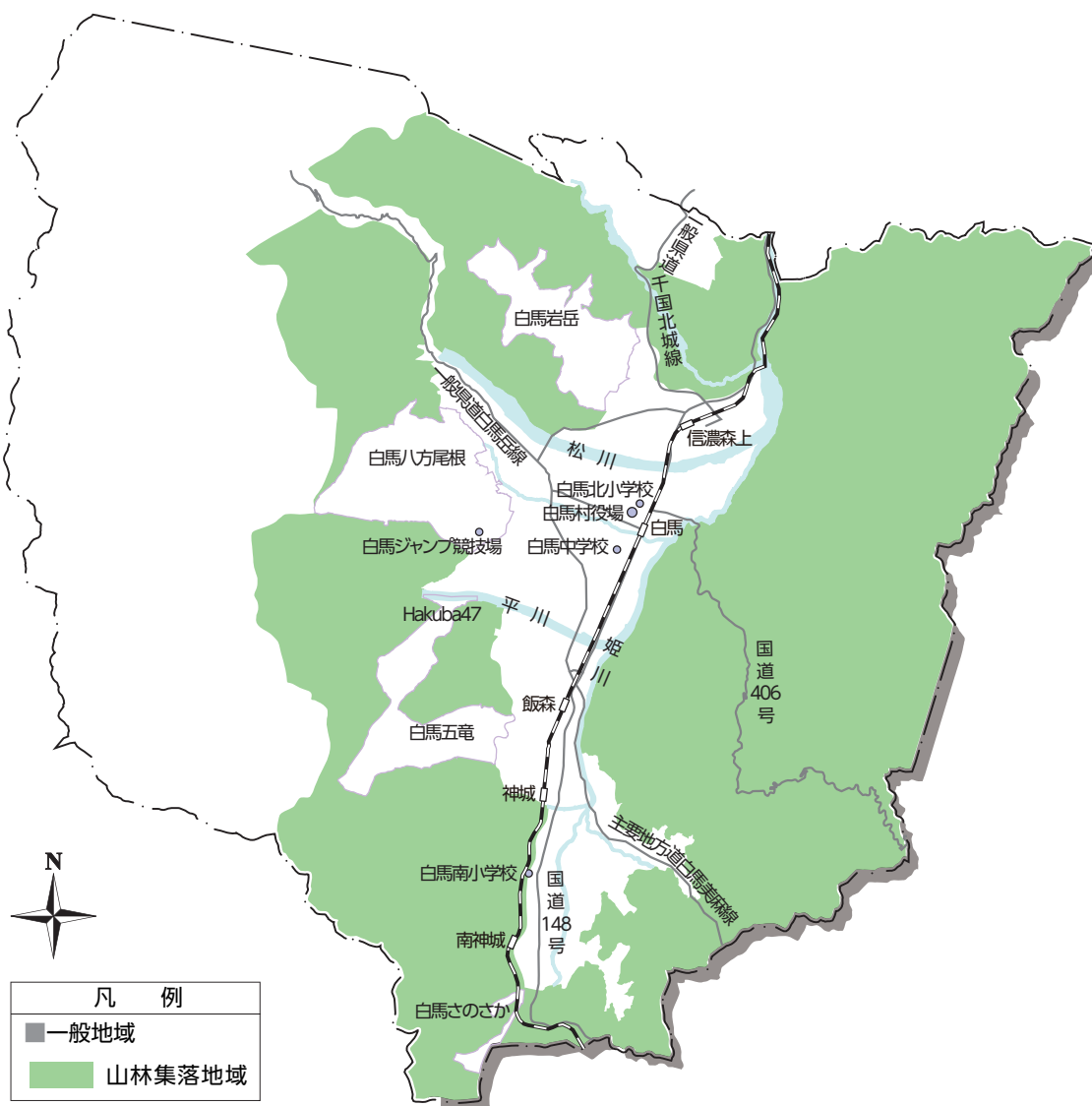
景観づくりのための方策

- ・自然公園法に基づき、白馬連峰の優れた山岳・水系景観を保全します。
- ・本村の象徴として全ての地域の背景となる景観として意識します。

地域のイメージ



山林集落地域



範囲（境界）の根拠

山林地域、山林内に点在する集落地

景観・土地利用の特性

白馬盆地を取り囲むように東西に山地が広がっています。この山地のうち、西側では緑豊かな白馬の景観の背景として、さらに、白馬連峰を眺める際の前景としての役割を担っており、四季折々の景観を作り出しています。

また、東側では緑に囲まれた集落が点在しており、青鬼地区など歴史的な景観が残されている地域もあります。

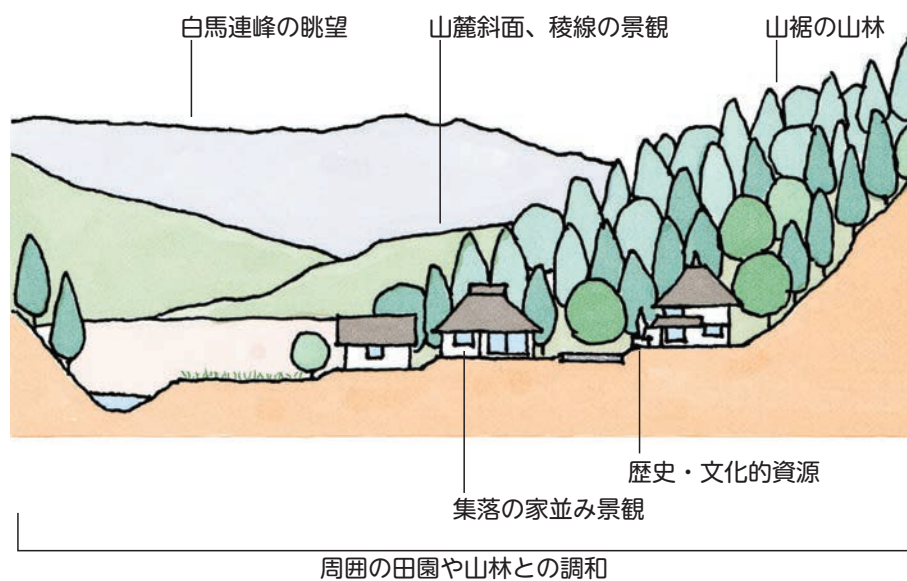
景観づくりの基本方針

山あいの自然環境と歴史ある暮らしが調和する景観を守る

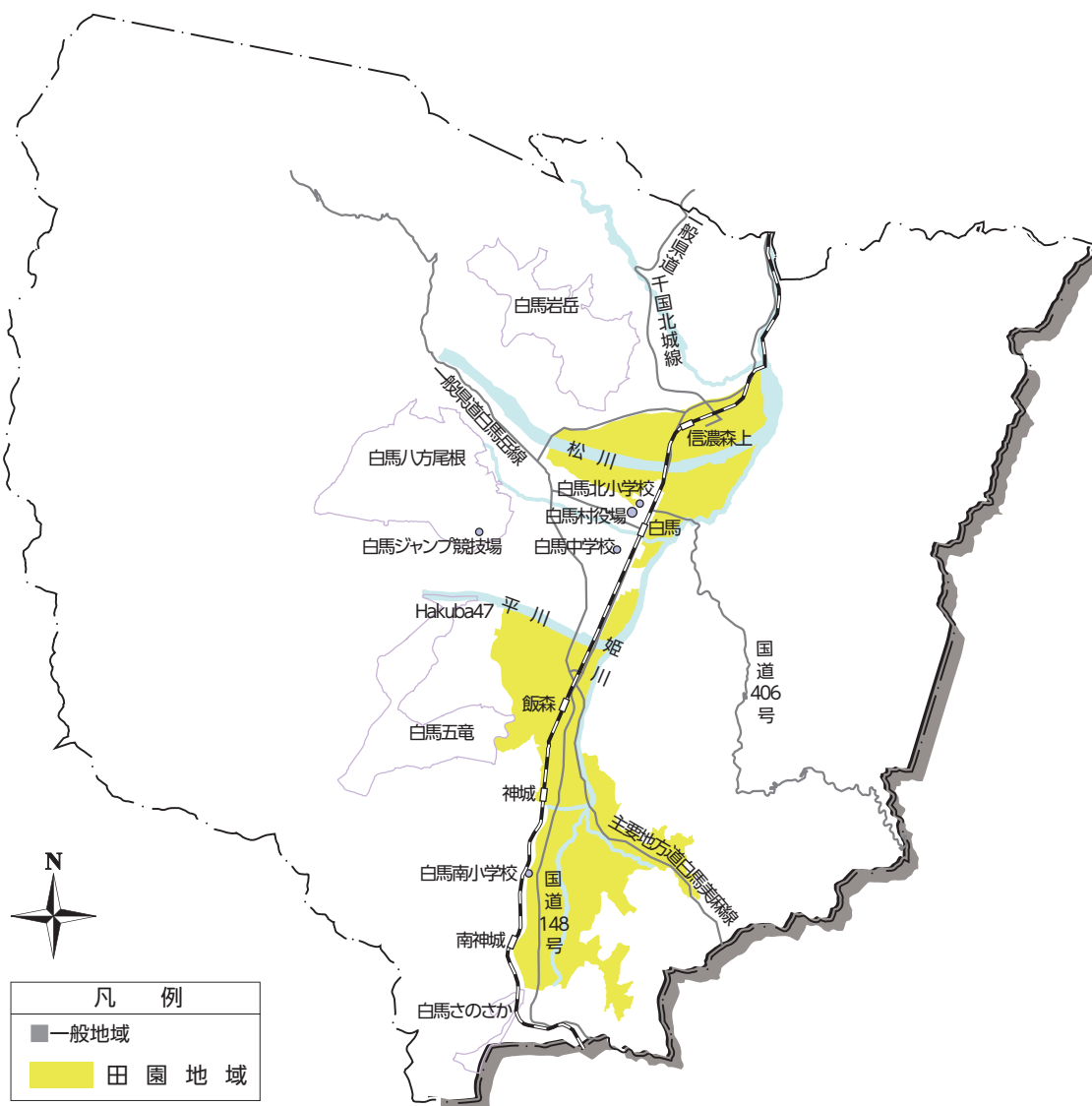
景観づくりのための方策

- ・ 山麓斜面、稜線の自然景観を保全します。
- ・ 山裾の山林などは適正に管理しつつ安易な開発により景観が阻害されないよう配慮します。
- ・ 山あいにある集落は、周囲の田園や山林との調和による農村景観を形成します。
- ・ 歴史的な集落は、雰囲気のある家並みの景観を保全します。
- ・ 周辺にある寺社、お堂、石仏など歴史的・文化的資源との一体化に配慮した景観づくりに努めます。

地域のイメージ



田園地域



範囲（境界）の根拠

まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地

景観・土地利用の特性

佐野・沢渡地区、飯森地区、深空地区、新田地区など、まとまりのある広大な農地が残されています。これらの農地は、白馬連峰を眺める際の前景として、また、四季折々の人の営みと自然が調和した開放感ある景観となっています。

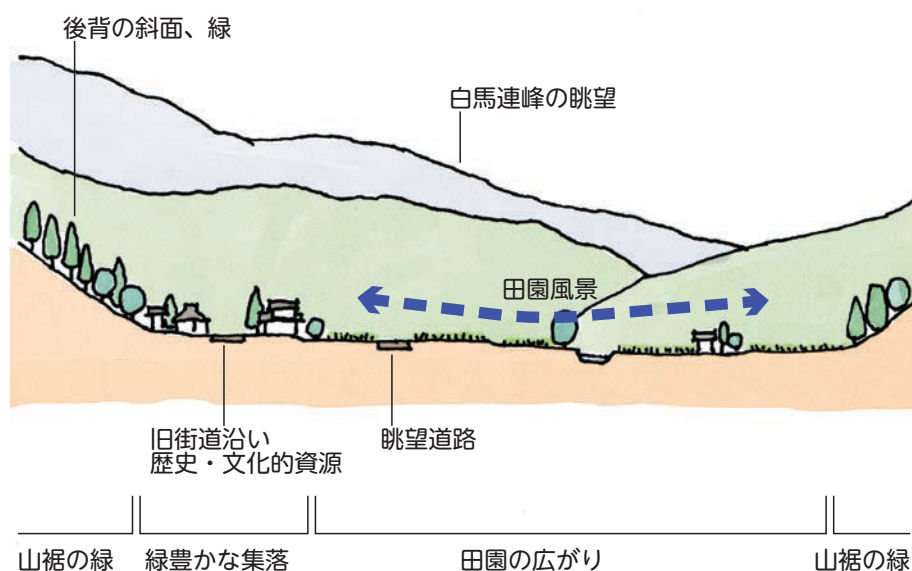
景観づくりの基本方針

広がりのある田園と奥に見える山並み、緑に囲まれた集落の田園風景を守る

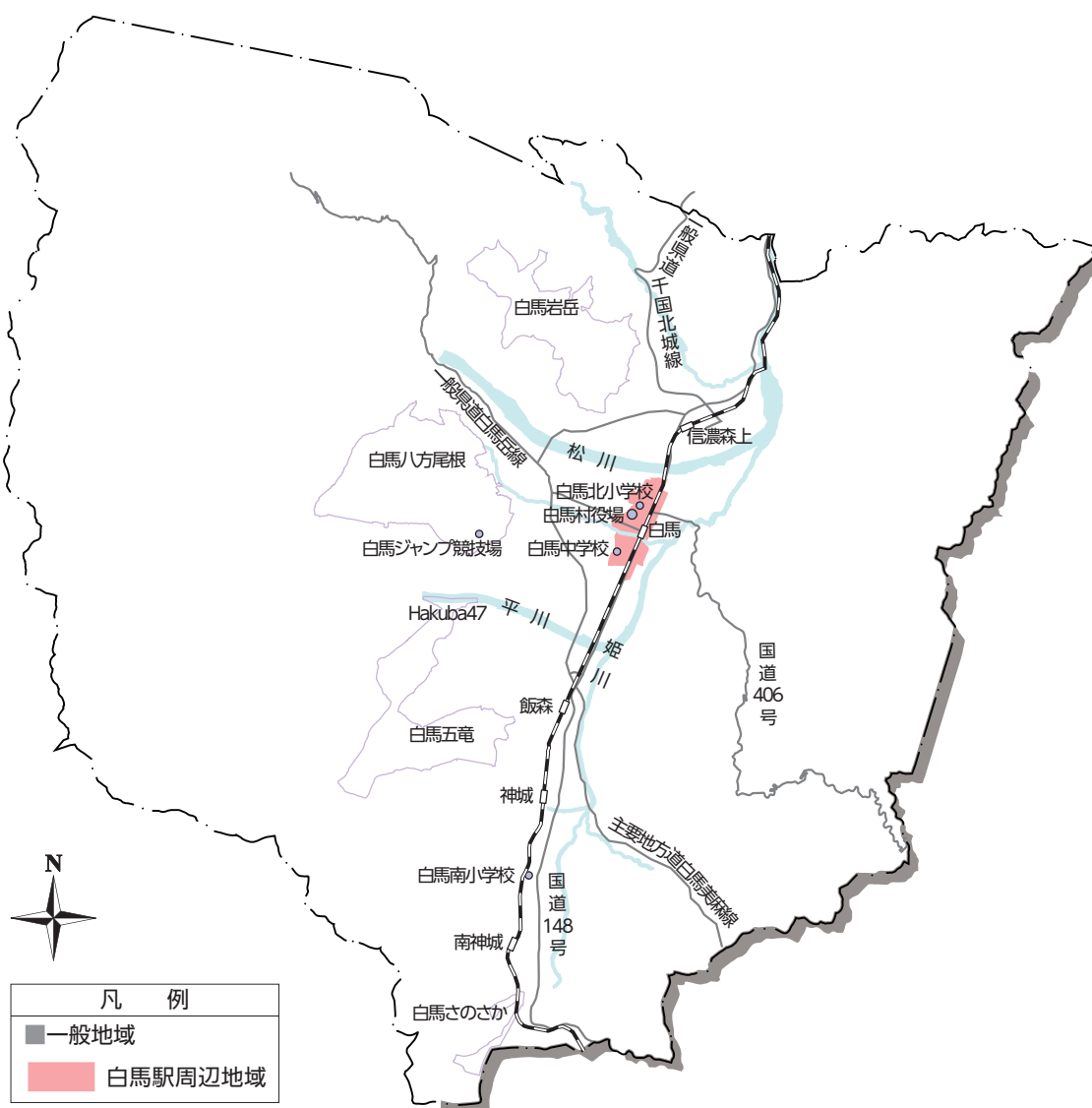
景観づくりのための方策

- ・周囲の山並み、広がりのある田園、山裾の緑に囲まれ、本村の原風景といえる田園風景を維持します。
- ・農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地の抑制により、農地の保全を図ります。
- ・塩の道などの街道沿いでは、歴史的な雰囲気のある景観保全に努めます。

地域のイメージ



白馬駅周辺地域



範囲（境界）の根拠

白馬村立地適正化計画の都市機能誘導区域（白馬駅周辺地区）

景観・土地利用の特性

村の中心地であり、国道 148 号や一般県道白馬岳線沿いに多くの商業施設が集積しています。またその周辺には役場、図書館、小学校等の公共施設が集積しています。この市街地は、村民の生活にかかわりが深い地域です。

この地域は、鉄道や高速バス等を利用して訪れる観光客を迎える村の玄関口でもあります。駅舎を出ると、一般県道白馬岳線の先に白馬連峰を望むことができ、村の景観を特徴づけています。

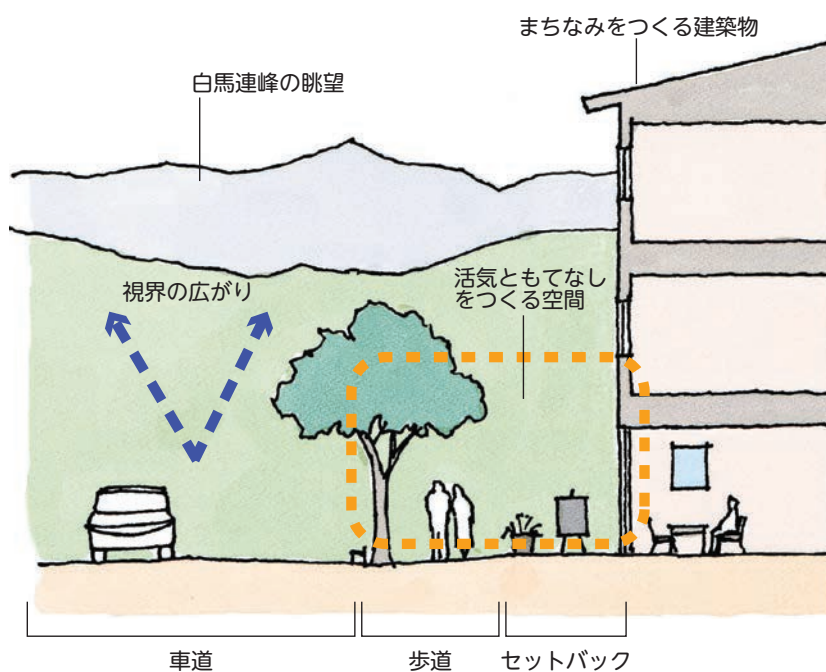
景観づくりの基本方針

本村の中心市街地として、おもてなし、賑わいを感じるまちなみ景観をつくる

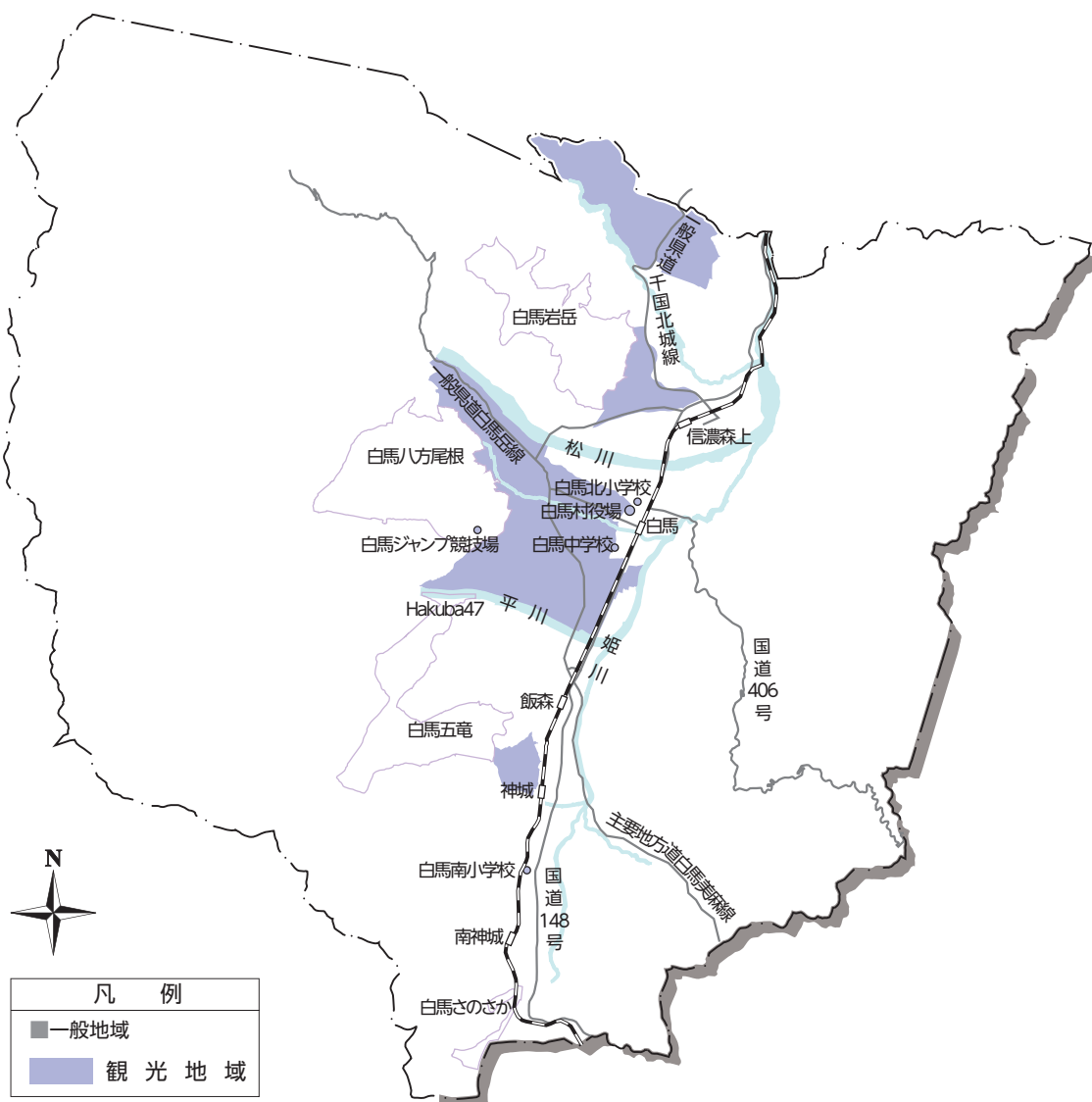
景観づくりのための方策

- ・ 本村の中心市街地としてのまちなみ形成とともに、活気とおもてなしを感じることができる景観づくりを進めます。
- ・ 空き家の有効活用や老朽化した建築物の更新などにより、賑わいを形成します。

地域のイメージ



観 光 地 域



範囲（境界）の根拠

スキー場地域に隣接し観光施設等が集積する地域、落倉地区

景観・土地利用の特性

村の産業を支える宿泊施設を中心とした観光施設や、緑豊かな別荘地を含む区域です。

別荘地では住民協定や独自の建築ルール等により、村民自らが景観の保全や創出に取り組んできました。その結果、緑豊かな別荘地が形成され、その価値を高めています。さらに、この別荘地内には貸別荘やペンション、レストランなども点在しており、これら商業施設も特徴ある景観要素のひとつとなっています。

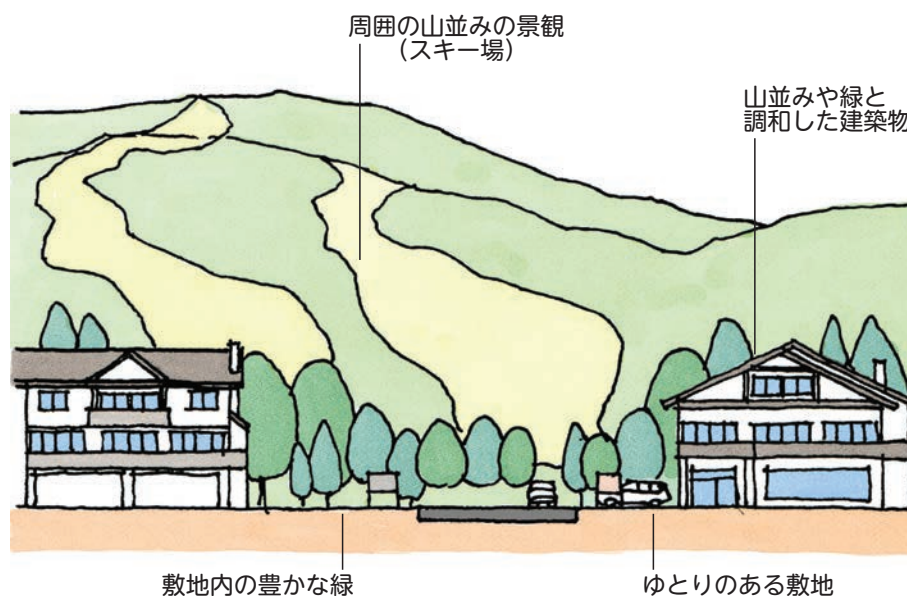
景観づくりの基本方針

世界的なリゾートとして誇れる山並みと森と建物が調和した優れた景観をつくる

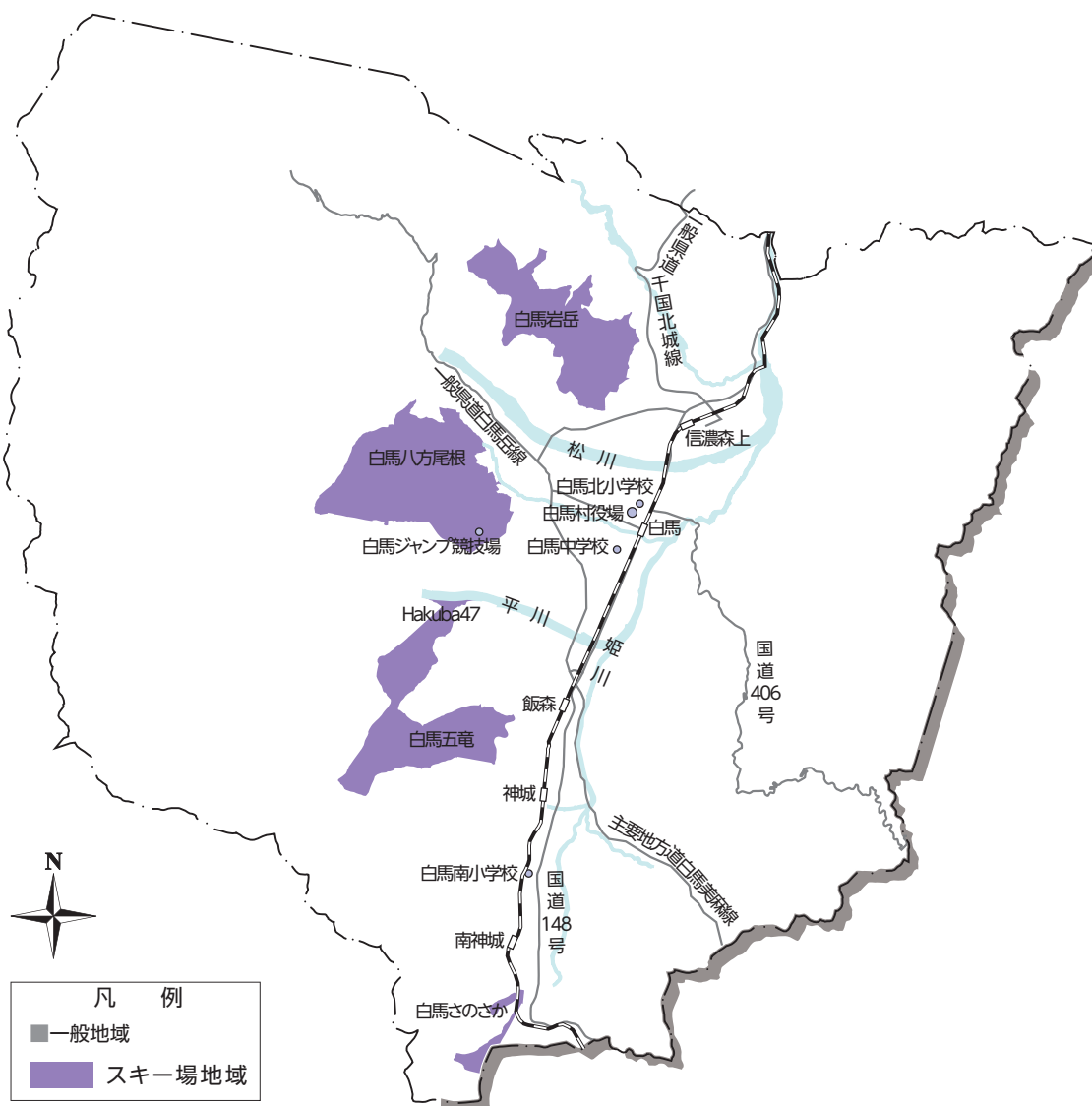
景観づくりのための方策

- ・世界的なリゾートとして周囲の山並みや森と調和し、本村らしさと賑わいを感じるまちなみ景観の演出を図ります。
- ・まちなみ景観は、ウィンターシーズンの雪景色と、グリーンシーズンの緑との調和に配慮します。

地域のイメージ



スキー場地域



範囲（境界）の根拠

- ・ 白馬岩岳
- ・ 白馬八方尾根
- ・ Hakuba47
- ・ 白馬五竜
- ・ 白馬さのさか

景観・土地利用の特性

白馬連峰を背景としたスキー場の形態等から、シンボリックな景観となっており、遠方からでも目標として視認できます。これらは、本村に多くのスキー場があることで形成される特徴的な景観です。

さらに、スキー場という特性から、夏でも周辺の樹林地とのコントラストにより、特徴的な景観を形成しています。

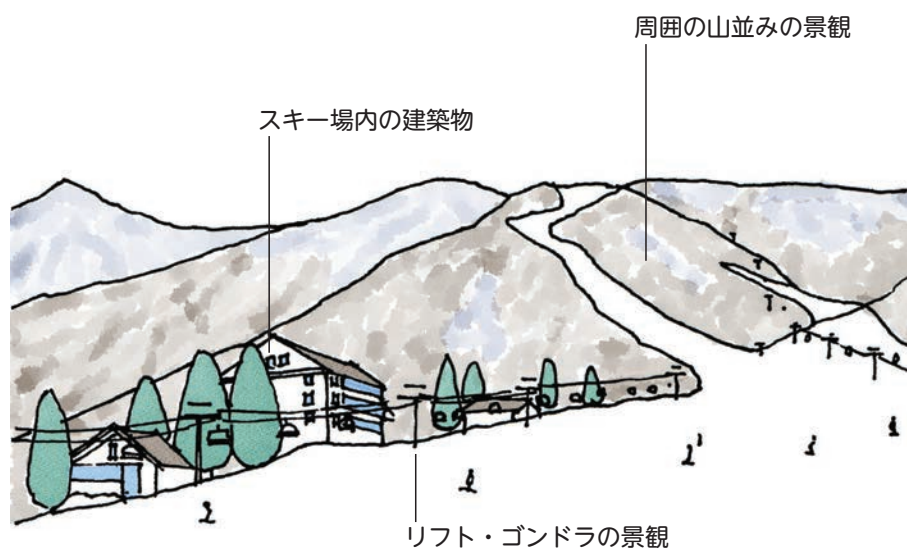
景観づくりの基本方針

村のシンボルとなるスキー場の景観をつくる

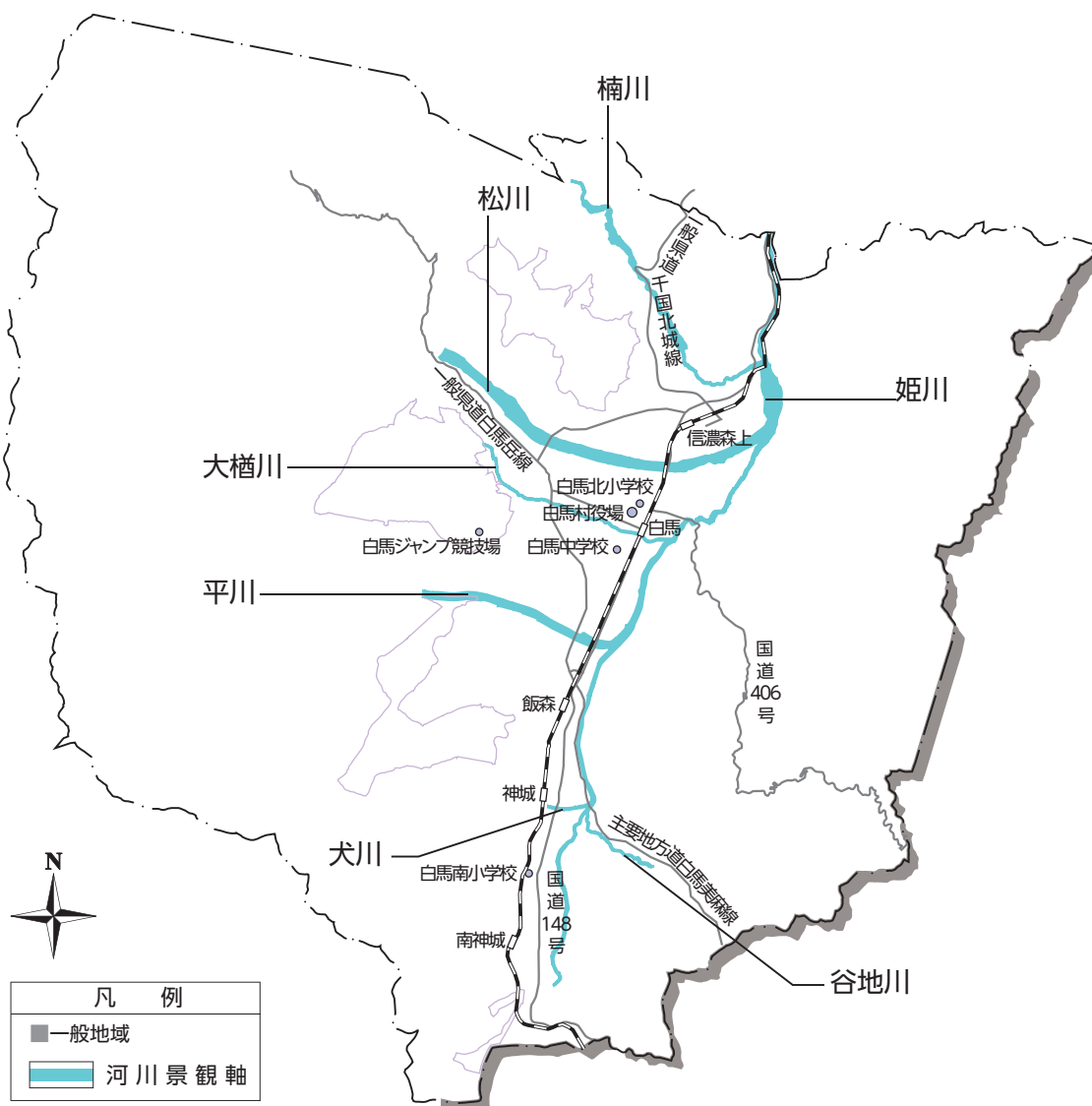
景観づくりのための方策

- ・世界的なスキー場として、優れた自然環境と調和した、夏・冬ともに白馬らしいスキー場景観を目指します。

地域のイメージ



河川景観軸



範囲（境界）の根拠

以下に示す河川の河川区域
 姫川、楠川、松川、大瀬川、平川、犬川、谷地川

景観・土地利用の特性

姫川をはじめ、松川、平川などの河川は、清らかな水、周辺の樹木や様々な色や形をした岩石が特徴ある景観を形成しています。

また、河川沿いの河川敷広場や大出公園、白馬グリーンスポーツの森など、村民の憩いの場も設けられており、白馬連峰への景観が付加価値を高めています。

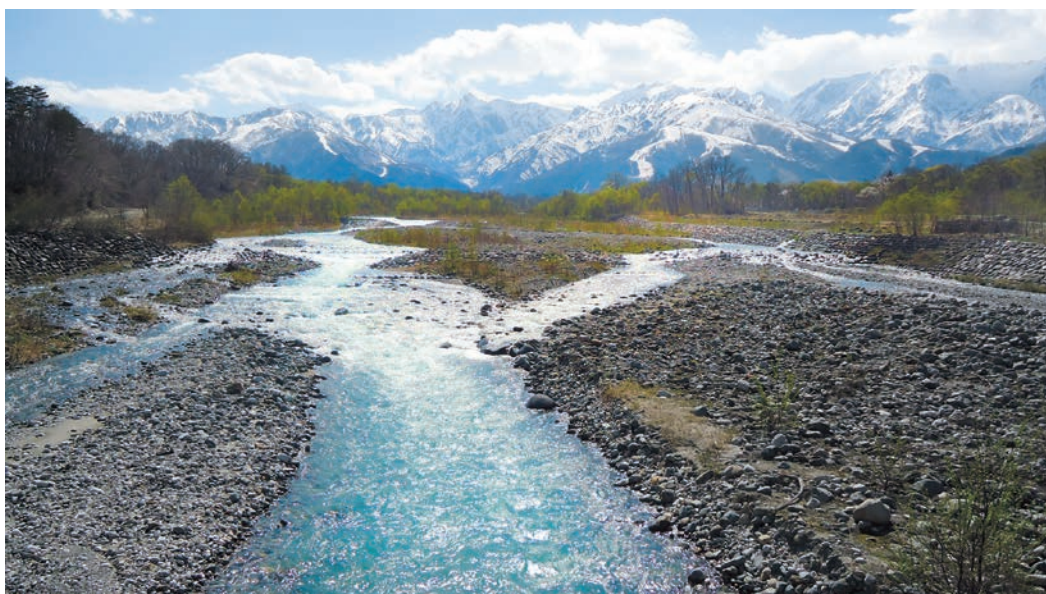
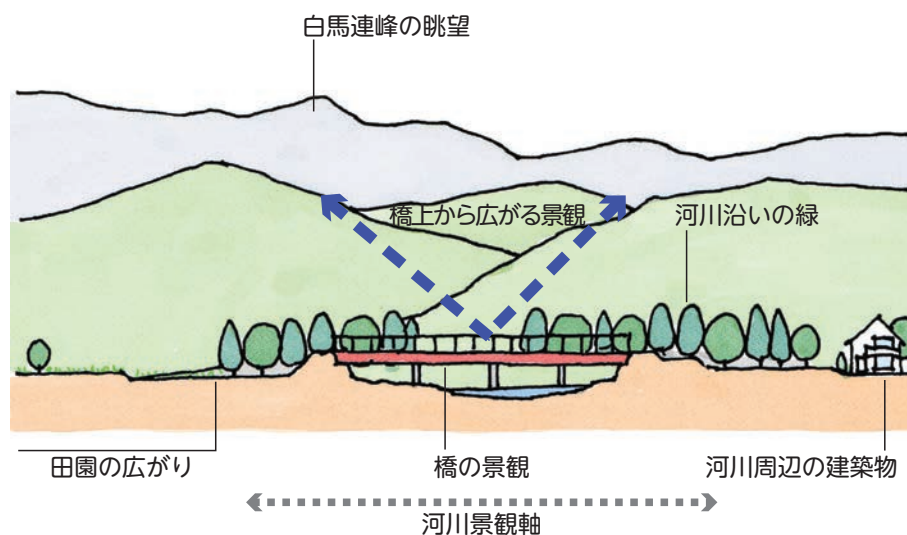
景観づくりの基本方針

豊かな自然を感じることができる河川の景観を守る

景観づくりのための方策

- ・ 姫川、松川をはじめとした主要河川は、白馬連峰や田園風景と一体となった景観を形成することから、河川景観を保全します。

地域のイメージ



(2) 景観育成重点地区



範囲（境界）の根拠

国道 148 号の白馬駅周辺地域を除く大町市との境界から小谷村との境界までの区間の道路の境界両側各 50 m以内の範囲

景観・土地利用の特性

国道 148 号の両側には、商業施設や飲食店が点在しています。
多くの車が行き交い、佐野地区の田園の景観、商業施設が立ち並ぶ景観、市街地の景観、信濃森上駅周辺の田園の景観があり、それぞれから白馬連峰を眺めることができます。

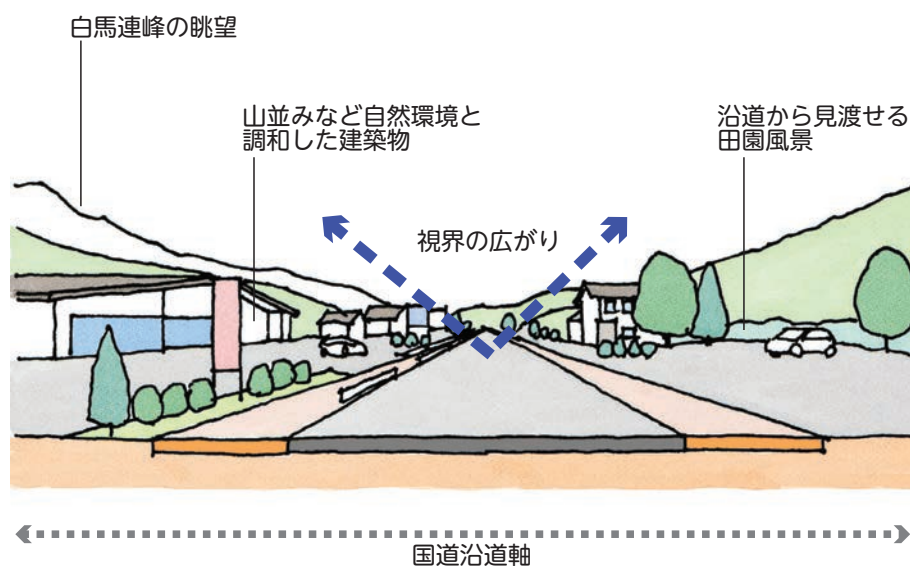
景観づくりの基本方針

もてなしあふれるまちなみ景観と、解放感ある沿道景観をつくる

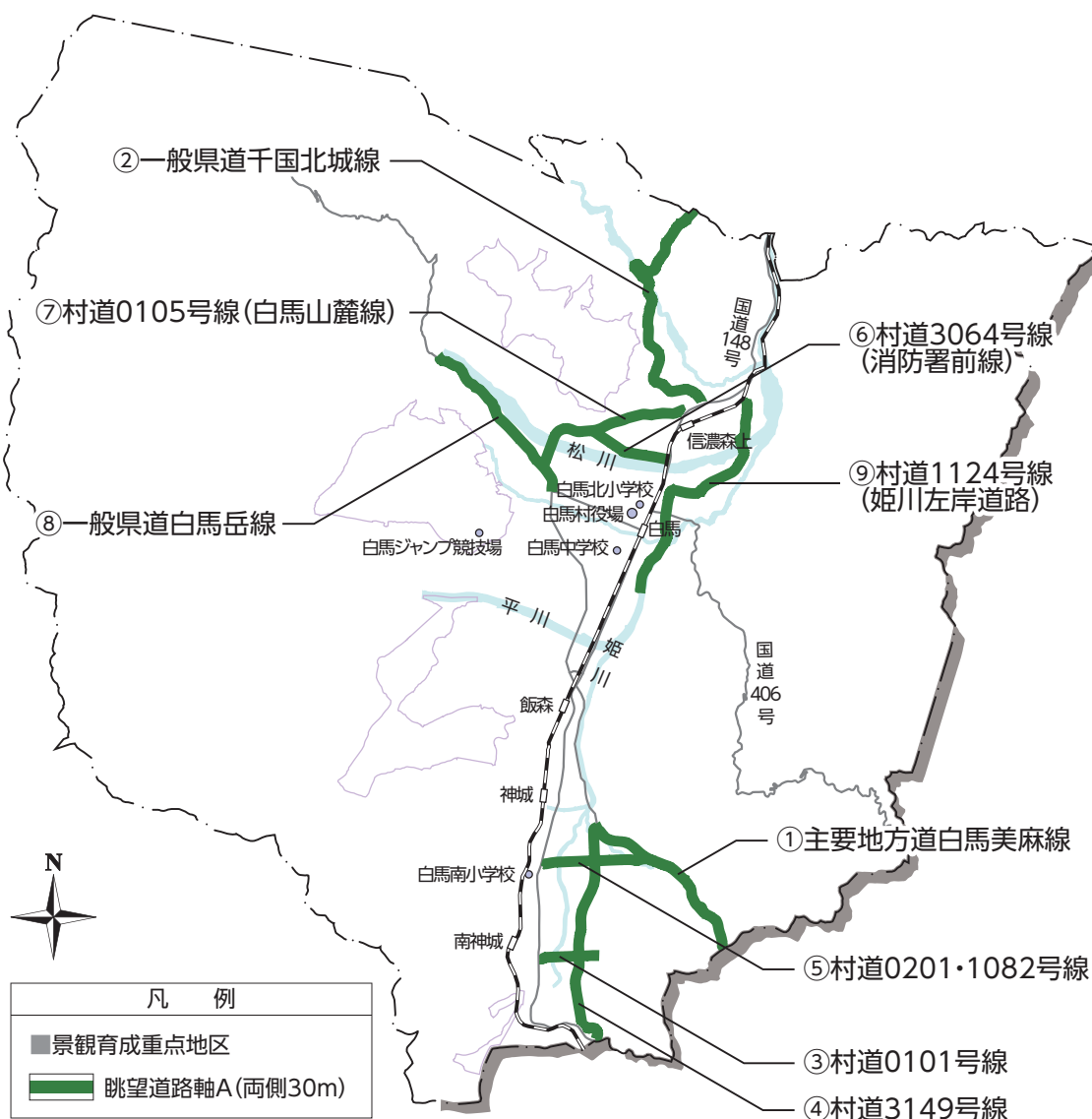
景観づくりのための方策

- ・ 本村の主要幹線道路として、周囲の山並みや自然環境と調和するよう景観に配慮します。
- ・ 四季が織りなす白馬連峰、スキー場、田園風景が見渡せる区間は、その眺望景観を保全します。

地域のイメージ



眺望道路軸 A



範囲（境界）の根拠

- ① 村道 3149 号線から大町市の境界まで
 - ② 国道 148 号から小谷村との境界まで
 - ③ 国道 148 号から東方向へ約 900 mの範囲（神城 2157 地番先）
 - ④ 大町市との境界から主要地方道白馬美麻線まで
 - ⑤ 国道 148 号との交差点から主要地方道白馬美麻線まで
 - ⑥ 村道 0105 号線（白馬山麓線）から国道 148 号まで
 - ⑦ 一般県道白馬岳線から国道 148 号まで
 - ⑧ 下河原大橋から村道 3143 号線（塩島旧国道）まで
- 上記道路（対象区間）の境界両側各 30 m以内

景観・土地利用の特性

それぞれの区域の特徴ある景観を眺めつつ、白馬連峰への眺めを楽しむことができ、多くの来訪者に感動を与える景観です。

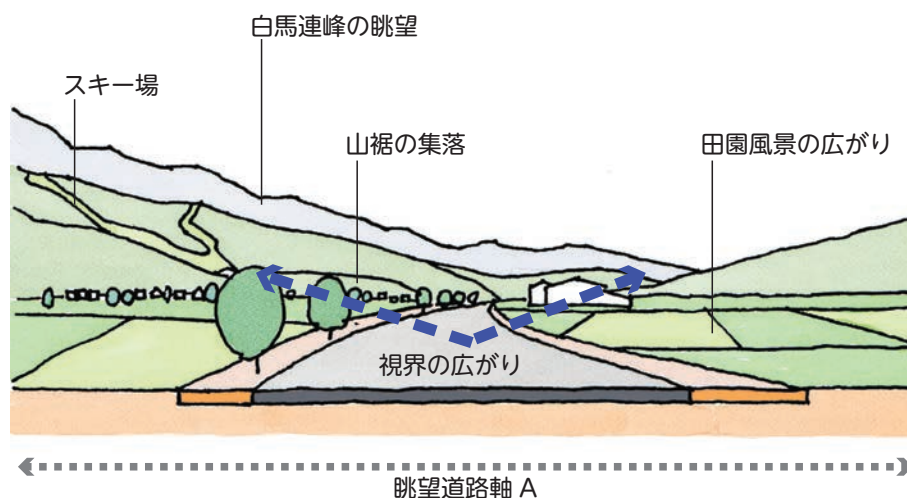
景観づくりの基本方針

白馬連峰、スキー場、田園風景などが見渡せる沿道の眺望景観を守る

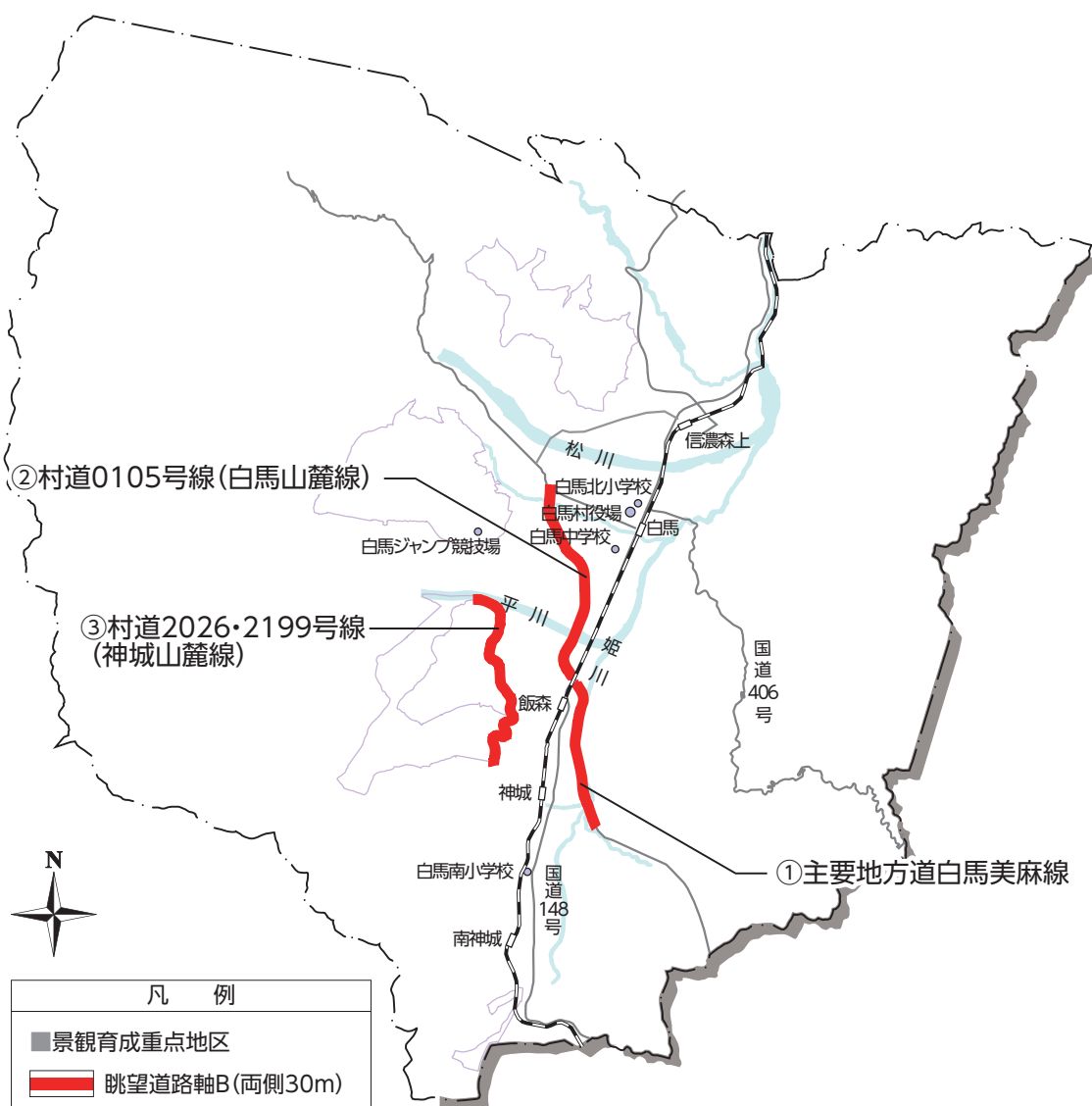
景観づくりのための方策

- ・ 白馬連峰、スキー場、田園風景などが見渡せる道路として、その眺望景観の保全に努めます。
- ・ 沿道からの広がりある眺望景観を阻害しないように配慮します。

地域のイメージ



眺望道路軸 B



範囲（境界）の根拠

- ① 飯森陸橋北信号から村道 3149 号線まで
- ② 主要地方道白馬美麻線から一般県道白馬岳線まで
- ③ 村道 2199 号線全線、村道 2026 号線終点から村道 2039 号線まで
上記道路（対象区間）の境界両側各 30 m以内

景観・土地利用の特性

緑に囲まれた住宅や飲食店などの商業施設が点在している区間、開放感のある農地沿いの区間があります。また、至る所で白馬連峰への眺めを楽しむことができ、多くの来訪者に感動を与える景観です。

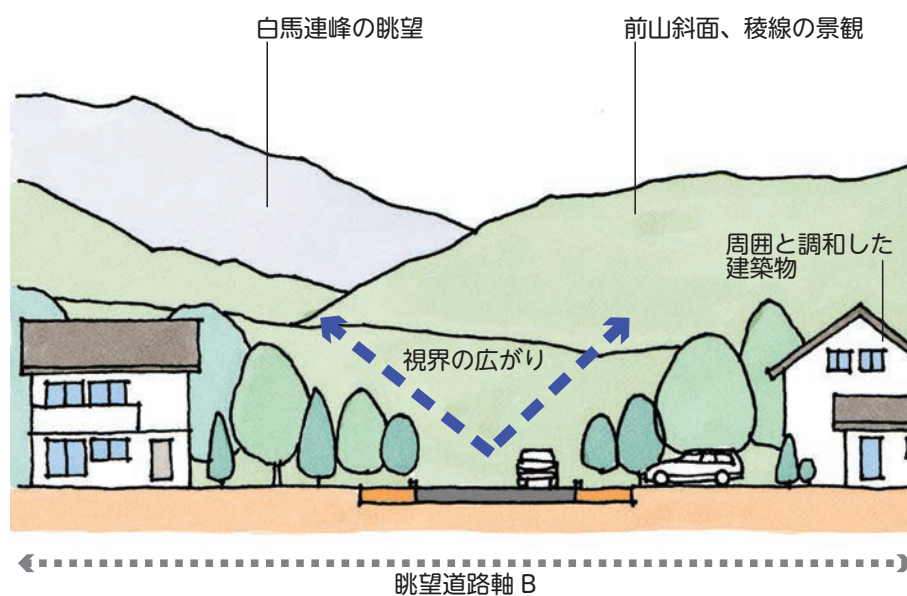
景観づくりの基本方針

北アルプスを目前に望むことができるこの眺望と調和した魅力的なまちなみ景観をつくる

景観づくりのための方策

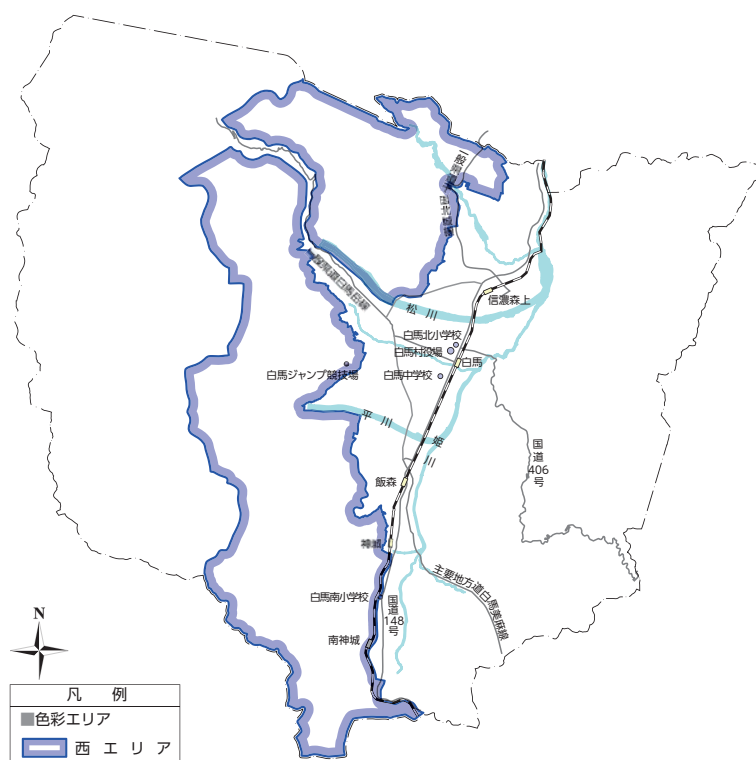
- ・北アルプスを目前に望むことができる眺望道路として、この眺望景観と調和した魅力的なまちなみ景観に配慮します。

地域のイメージ



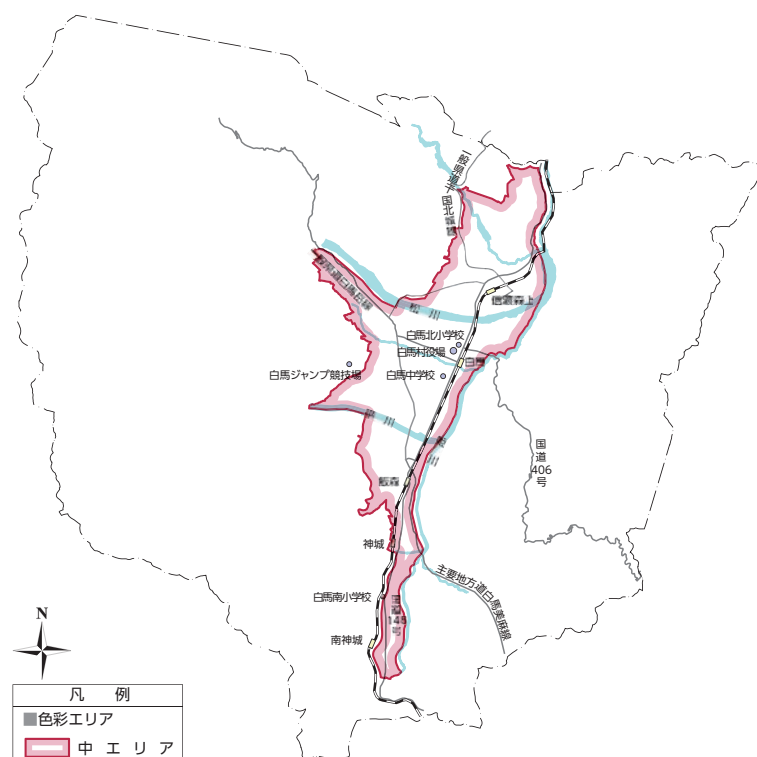
(3) 色彩エリア

西 エ リ ア



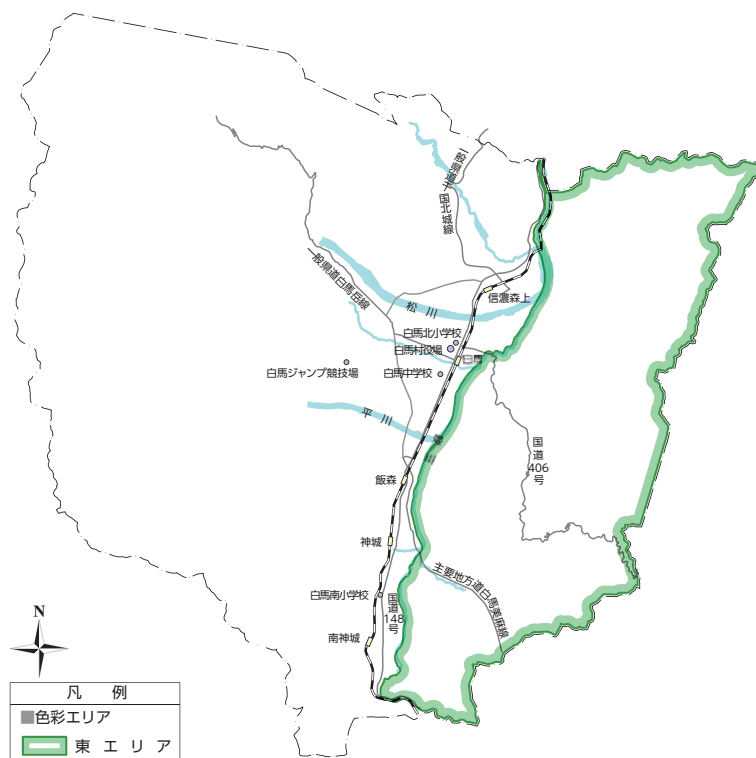
範囲（境界）の根拠		西側の山林集落地域、スキー場地域、落倉及び飯田地区の観光地域
景観・土地利用の特性		本村の景観における主役であり背景となる白馬連峰とその前山の区域であり、多くが山林です。また、落倉地区の別荘や商業施設が集まる区域やスキー場の区域、白馬五竜スキー場に隣接するホテルやペンション民宿などが集まる区域もこのエリアに含まれます。 山地には多くの樹木があり、またどんぐり別荘地や五竜のペンション街なども、敷地内に多くの樹木が生育し、緑豊かな地域となっています。
景観づくりの基本方針		自然の中に趣をもってたたずむ、洗練された格調と落ち着きの感じられる景観づくり 西エリアらしさ・・・・・・・・・・area image 洗練
景観づくりのための方策	色使い	・自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとします。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませます。
	色数	・使用する色数を少なくします。
	照明	・自然環境と調和するよう建物周りの照明は設置場所に配慮しながら、温かみのある光源を用います。
色彩エリアのイメージ		

中 エ リ ア



範囲（境界）の根拠		西・東エリアを除く区域
景観・土地利用の特性		白马盆地の中央で、多くが平坦もしくは緩やかな傾斜を持った区域です。白马駅周辺の中心市街地、古くからのまちなみ、緑豊かな別荘地、まとまりのある農地やその周辺の住宅地がみられます。 人々の生活や活動によって景観が形成される区域であるとともに、商業施設などでは比較的目的立つ色彩もみられる区域です。
景観づくりの基本方針		賑わいを演出しながらも、落ち着きと統一感の感じられる質の高い景観づくり 中エリアらしさ・・・・・・・・・・area image 遊創
景観づくりのための方策	色使い	・自然環境と調和し、落ち着きと統一感の感じられるような色使いとします。 ・自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとします。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませます。
	色数	・賑わいを演出するアクセントとなる色彩は、色彩相互の調和、使用する量に配慮します。
	照明	・店先、店内を演出するよう、照明は温かみのある光源を用います。
色彩エリアのイメージ		

東 エ リ ア



範囲（境界）の根拠		姫川より東側の区域
景観・土地利用の特性		姫川の東側の区域で、多くは山林ですが佐野地区、沢渡地区の農地を含みます。また、各河川沿いには古くからの集落がみられます。 集落はそれぞれの地区ごとにまとまりをもって形成されています。青鬼地区の伝統的建造物群をはじめ、旧家、民宿など古くからの生活の場がみられる区域でもあります。さらに、それぞれの集落の周りには比較的小規模な農地が広がっており、山間集落の典型的な景観が残されています。
景観づくりの基本方針		本村の原風景ともいえる、昔ながらの伝統的生活感や和風情緒のある素朴さを積極的に守る景観づくり 東エリアらしさ・・・・・・・・・・area image 情緒
景観づくりのための方策	色使い	・伝統的生活感や自然環境に調和した色使いとします。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませます。
	色数	・使用する色数を少なくします。
	照明	・周辺的环境に留意し、過度なものとならないよう配慮します。
色彩エリアのイメージ		



1. 届出対象行為

景観に対し、影響のある建築物等の建設や土地の造成などの行為について、一定規模以上の行為を行う際に景観法に基づき届け出ることを義務づけることにより、その行為が景観づくりの基本方針に相当であるかを事前にチェックすることで、村の景観育成を整えていきます。

景観計画区域内において、届出を要する行為は下表のとおりとします。

図表 15 届出対象行為

行為の種類			届出対象の基準
建築物	①新築・増築・改築・移転		建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条に定める建築確認を要するもの、都市計画区域外は床面積 10㎡を超えるもの
	②外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更		変更に係る面積が 25㎡を超えるもの
工作物	新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	③プラント類 ^{※1} 、自動車車庫 ^{※2} 、貯蔵施設類 ^{※3} 、処理施設類 ^{※4}	高さ 8 m を超えるもの又は築造面積 20㎡を超えるもの
		④電気供給施設・通信等施設 ^{※5}	高さ 8 m を超えるもの
		⑤太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの）の建設等 ^{※6}	太陽電池モジュールの築造面積の合計 20㎡を超えるもの
		⑥ ③から⑤以外の工作物	高さ 5 m を超えるもの
⑦土石の採取又は鉱物の掘採			面積 300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5 m を超えるもの
⑧土地の形質の変更 ^{※7}			
⑨屋外における物件の堆積 ^{※8}			高さ 3 m を超えるもの又は面積 100㎡を超えるもの
⑩ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠 ^{※9}			面積 3㎡を超えるもの

※1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

※2 建築物とならない機械式駐車装置などの自動車車庫の用途に供する施設

※3 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

※4 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※5 電気供給施設・通信等施設：電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

※6 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「②外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更」に該当

※7 土地の形質の変更：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び、景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地の形質の変更（土砂の採取又は鉱物の採掘を除く）

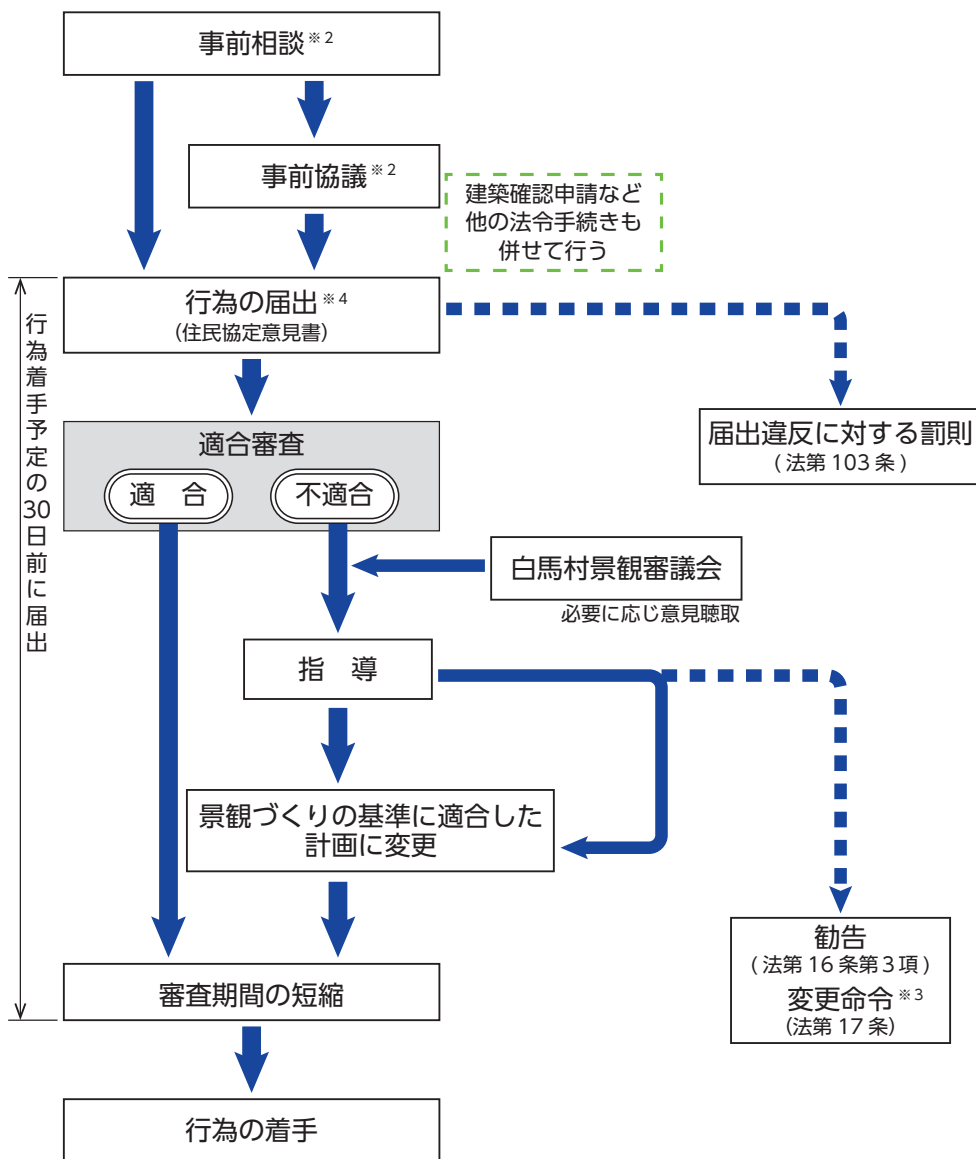
※8 土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう

※9 営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く

2. 手続きの流れ

白馬村景観計画区域内における一定規模以上の行為は、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要^{※1}です。その届出のあった建築物の建築等または工作物の建設等の行為が、景観づくりの基準に適合するかを審査します。届出が景観づくりの基準に適合すると認められた場合は、着手制限期間が短縮され、通知日以降であれば着工が可能となります。建築確認申請などの法令手続きも併せて行う必要があります。

また、速やかに行為の着手が行えるよう、村景観担当窓口での事前相談を随時受け付けます。



- ※1 勧告または変更命令を出す場合は、届出から30日以内に行う。なお、変更命令のため調査を要する場合は、この期間を90日まで延長する場合がある。
- ※2 大規模行為については、白馬村景観条例に基づき事前協議が必要。それ以外の行為については必要に応じて事前相談を行うこと。
- ※3 変更命令は、白馬村景観計画に定めた形態・意匠・色彩の基準に対して行うことができる。
- ※4 景観育成住民協定のある地域は、それぞれ代表者に行為の内容について相談し、意見書（協定ごと任意様式）を発行していただいて、行為の届出に写しを添付すること。

3. 景観づくりの基準

景観づくりの基本方針に基づいた景観づくりを進めていくためには、村民や村に関わる事業者全員が守らなければならない一定の基準を設ける必要があります。そのため、地域区分ごとの景観づくりの基準を定め、白馬の景観づくりに取り組んでいきます。

また、景観育成重点地区では、一般地域の地域区分の景観づくり基準に、各重点地区の景観づくり基準を付加することにより、重点的に景観育成を推進します。

(1) 共通基準

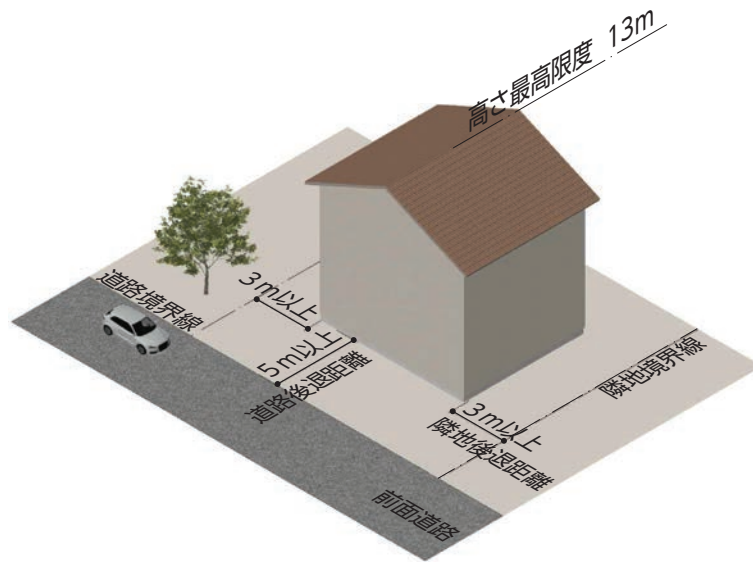
行為の種類			行為の基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	配置	道路後退	・ 連たんする店舗等の正面は、まちなみの連続性と賑わいを演出するよう周辺と揃える。 ・ 山岳景観に配慮し、その眺望を阻害しないよう出来るだけ後退する。 ・ 道路沿いは、圧迫感を生じないよう解放感を確保するよう後退する。
		隣地後退	・ 建築物の周りや隣地の境界は、緑化や駐車場などによりゆとりある空間の確保を設けるとともに、屋根の方向や積雪時の堆雪に考慮する。 ・ 稜線や斜面上部への配置はできるだけ避け、低地部からの眺望を阻害しないように配置する。
		眺望の確保	・ 稜線や斜面上部への配置はできるだけ避け、低地部からの眺望を阻害しないように配置する。 ・ 太陽光発電施設等を地上に設置する場合は、道路からの景観に配慮し、パネルの配置、周囲の緑化や塀・ルーバーの設置による目隠しなど工夫に努める。
	規模		・ 周辺の基調となる山林や集落から著しく突出した印象を与えないよう、地域特性を考慮した規模、高さとする。 ・ 規模、高さは極力抑え、まちなみとの連続性や田園風景とのバランス、樹木の高さなど周辺との調和に努める。 ・ 北アルプスの眺望を阻害しない規模、高さとする。ただし、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれのないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。
	形態・意匠	周辺との調和	・ 白馬山麓、周辺の山並みや田園及び建築物等の形態・意匠との調和に努める。 ・ 周辺に歴史的な資源がある場合には、それらとの調和を図り、周辺景観と一体感を持たせるよう努める。 ・ 連たんする店舗等の正面は、まちなみの連続性を損なわず賑わいを演出するよう、形態・意匠に配慮する。 ・ 違和感を与える大きな壁面とならないよう、凹凸や分節化を工夫する。 ・ 周辺の基調となる建築物と比較して規模が大きな場合には、形態・意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺景観との調和を図る。
		勾配屋根	・ 屋根は原則として勾配屋根で適当な軒の出を有するものとし、勾配は稜線、周囲の自然環境・まちなみとの調和に努める。

行為の種類			行為の基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	形態・意匠	伝統的様式の継承	・周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、取り入れた意匠とするよう努める。
		付帯設備	・設備機器や付帯設備（屋外階段、ベランダ、パイプ類）は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図る。 ・屋外設備は道路から見えにくいよう、塀・ルーバーの設置等の工夫をする。
	材料		・耐久性・安全性を優先した材料を使用する。 ・できるだけ木材、石材など自然系素材の使用に努める。もしくは色彩または表面形状の工夫により、周辺の伝統的な風土や自然環境との調和に努める。 ・反射光のある素材は屋根に使用しない。 ・金属素材の素地仕上げはできるだけ使用しない。 ・反射光のある素材を壁面の大部分に使用しない。
	敷地の緑化		・敷地内に広葉樹や水辺がある場合は、できるだけ保全に努める。 ・緑豊かな印象を演出するよう、建築物等や駐車場の周りの緑化に努める。 ・緑豊かなまちなみを演出するよう敷地内及び建築物正面の緑化に努める。 ・自然保護協定内の道路沿いは、特に協定趣旨を踏まえ緑化に努める。
	特定外観意匠に属する付加基準	配置	・道路からできるだけ後退させる。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように配置する。
		規模意匠・形態	・周囲の山林や集落から著しく突出した印象を与えないよう規模を抑え、周辺の建築物や樹木等の高さを超えない。
		材料	・周辺の風景と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材を使用する。 ・反射光のある素材は使用しない。
		色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とする。 ・色使いに関しては、使用する色彩相互の調和に配慮し、使用する色数はできるだけ少なくする。 ・光源で動きのあるものは、使用しない。
	土地の形質の変更 (変更後の土地の形状、修景、緑化等)		・土地の形質変更は最小限にとどめ、やむを得ない場合でも法面は、できるだけ緩やかな勾配とし、緑化に努める。 ・擁壁を必要とする場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の風景との調和を図る。 ・敷地内にある広葉樹、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。
	土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)		・周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努める。 ・採取等後は周囲の自然環境と調和した緑化等により修景する。
	屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい等)		・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ・道路から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の風景に調和するよう努める。

(2) 地域区分別の数値基準

地域区分別の数値基準は、行為を行う敷地の過半が存する地域区分の基準が適用されます。

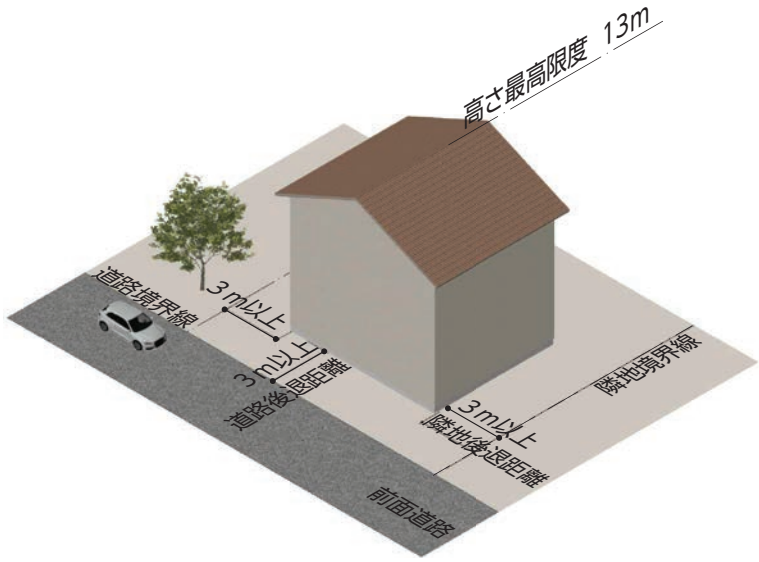
山林集落地域		
行為の基準（数値基準）		
配 置		高 さ
道路後退の距離	隣地後退の距離	最高限度
5 m	3 m	13 m



※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

※建築物の連坦する既存集落を形成する区域内に限り、特殊な敷地形状等の事情により道路後退の距離及び隣地後退の距離の基準を満たすことが難しい場合は、書面による隣地の承諾を取得したうえで、村長が特別に認めた場合は、観光地域の道路後退の距離、隣地後退の距離を限度に値を緩和することができる。

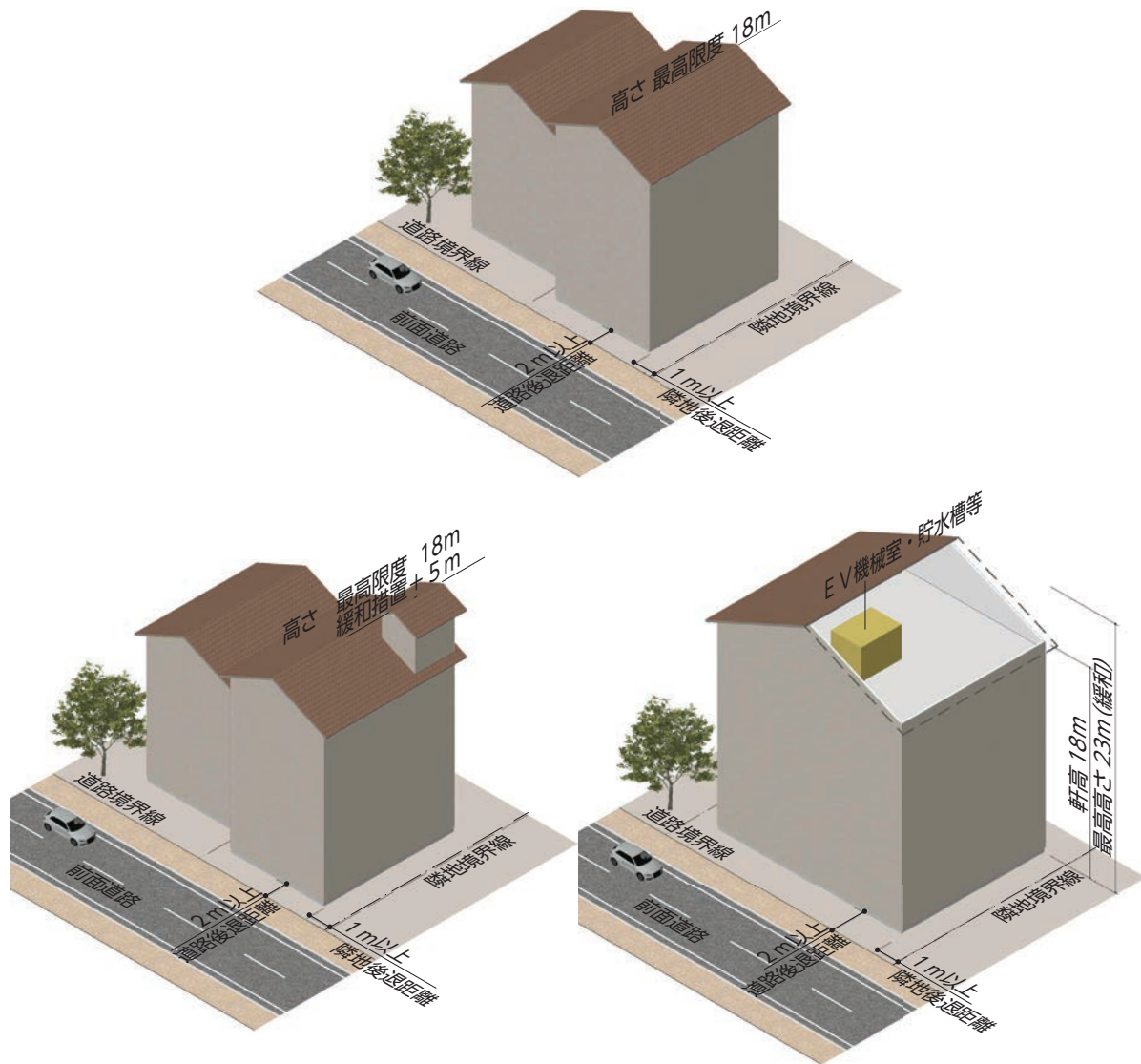
田園地域		
行為の基準（数値基準）		
配 置		高 さ
道路後退の距離	隣地後退の距離	最高限度
3 m	3 m	13 m



※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

※建築物の連坦する既存集落を形成する区域内に限り、特殊な敷地形状等の事情により道路後退の距離及び隣地後退の距離の基準を満たすことが難しい場合は、書面による隣地の承諾を取得したうえで、村長が特別に認めた場合は、観光地域の道路後退の距離、隣地後退の距離を限度に値を緩和することができる。

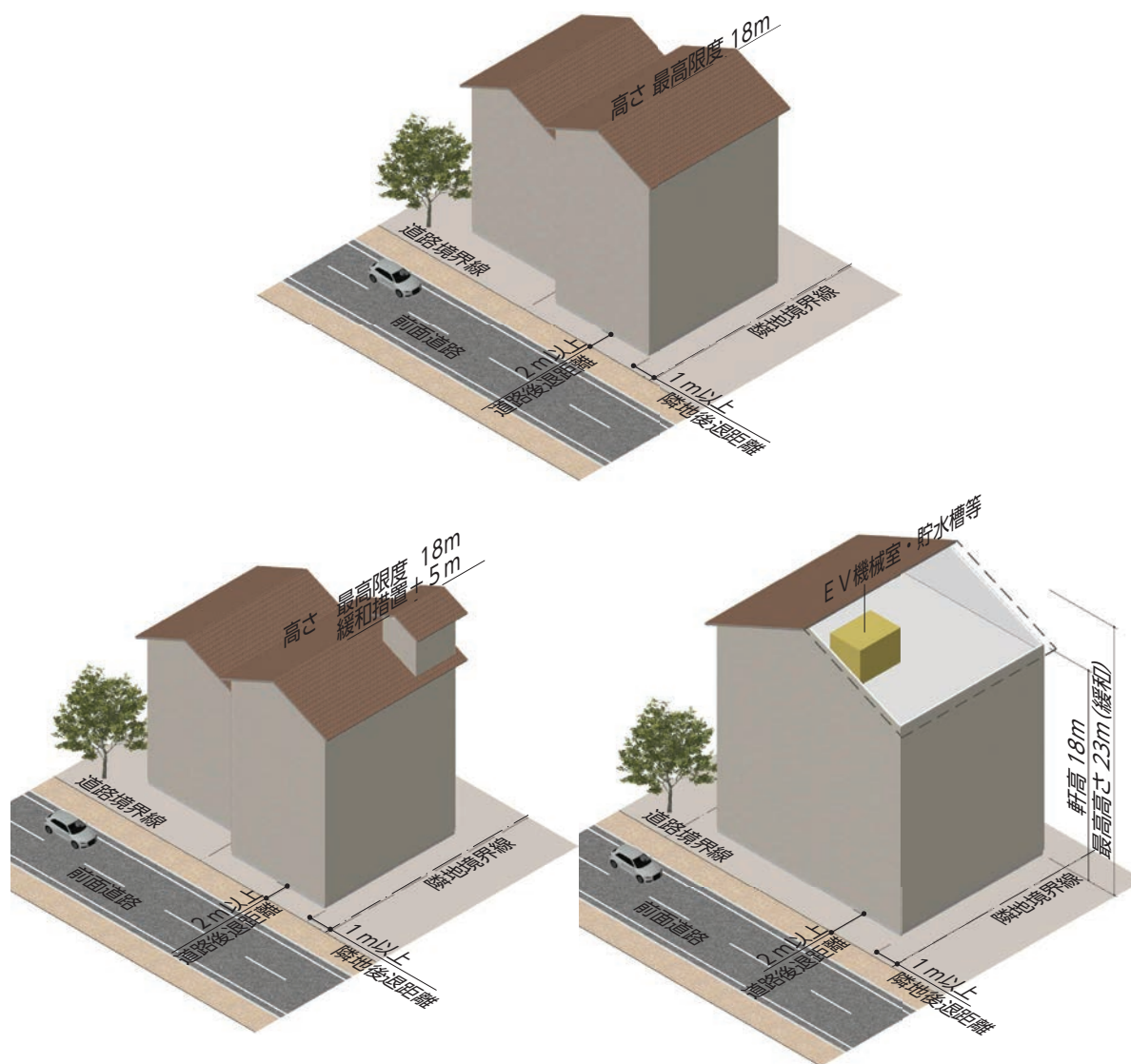
白馬駅周辺地域		
行為の基準（数値基準）		
配 置		高 さ
道路後退の距離	隣地後退の距離	最高限度
2 m	1 m	18 m 緩和措置 + 5 m



※緩和措置：建築物の屋上にエレベーター機械室もしくは貯水槽を設置した場合に適用する。
ただし、高さ最高限度以上の部分に居室を設けることはできない。措置運用の際には、勾配屋根とする。

※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

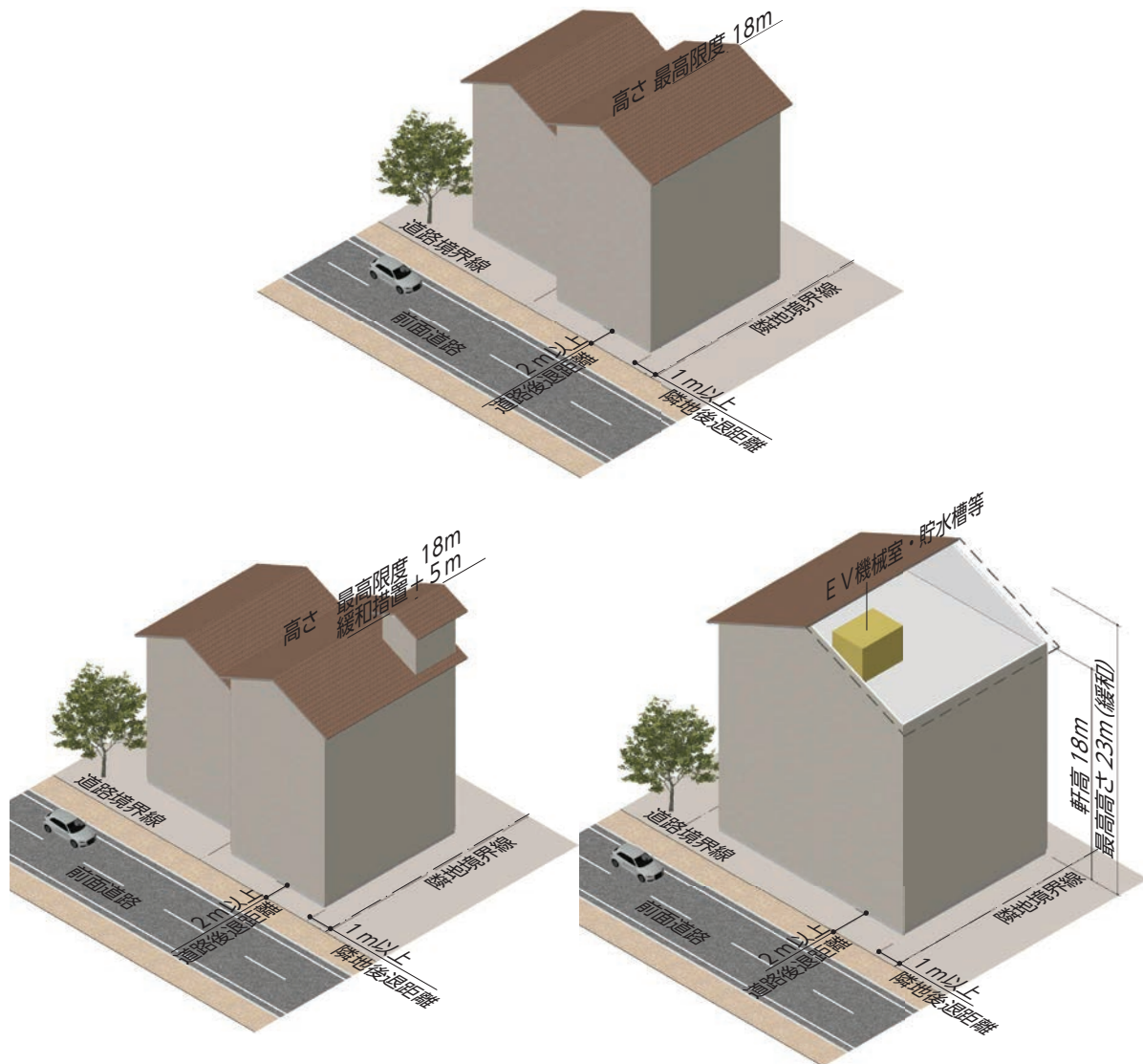
観光地域		
行為の基準（数値基準）		
配 置		高 さ
道路後退の距離	隣地後退の距離	最高限度
2 m	1 m	18 m 緩和措置 + 5 m



※緩和措置：建築物の屋上にエレベーター機械室もしくは貯水槽を設置した場合に適用する。
ただし、高さ最高限度以上の部分に居室を設けることはできない。措置運用の際には、勾配屋根とする。

※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

スキー場地域		
行為の基準（数値基準）		
配 置		高 さ
道路後退の距離	隣地後退の距離	最高限度
2 m	1 m	18 m 緩和措置 + 5 m



※緩和措置：建築物の屋上にエレベーター機械室もしくは貯水槽を設置した場合に適用する。
ただし、高さ最高限度以上の部分に居室を設けることはできない。措置運用の際には、勾配屋根とする。

※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

国道沿道軸			
行為の基準（数値基準）			
配 置		高 さ	
道路後退の距離	隣地後退の距離	道路斜線	最高限度
5 m	3 m	27° 1 : 0.5	18 m

※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

眺望道路軸 A			
行為の基準（数値基準）			
配 置		高 さ	
道路後退の距離	隣地後退の距離	道路斜線	最高限度
5 m	3 m	27° 1 : 0.5	18 m

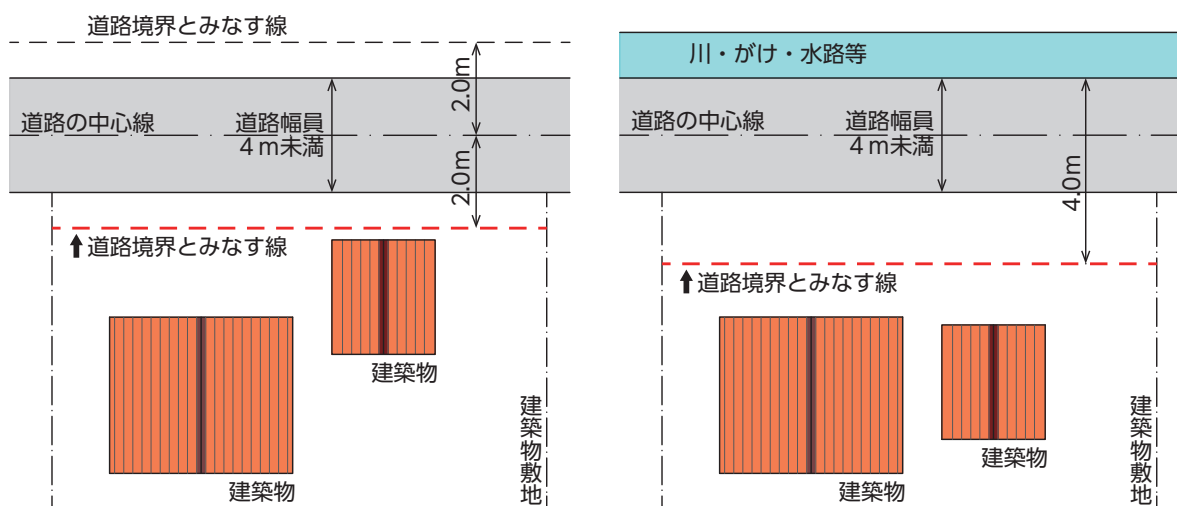
※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

眺望道路軸 B			
行為の基準（数値基準）			
配 置		高 さ	
道路後退の距離	隣地後退の距離	道路斜線	最高限度
5 m	3 m	27° 1 : 0.5	18 m

※前面道路が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の道路に該当する場合は、同条項の示す道路境界を本計画における道路境界とみなす。

【道路境界の考え方】

道路の片側が川やがけ、線路敷きなどで後退が不可能な場合には、その境界線の一方から 4 m 後退した線を、道路境界とみなします。



図表 17 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項による道路境界の考え方

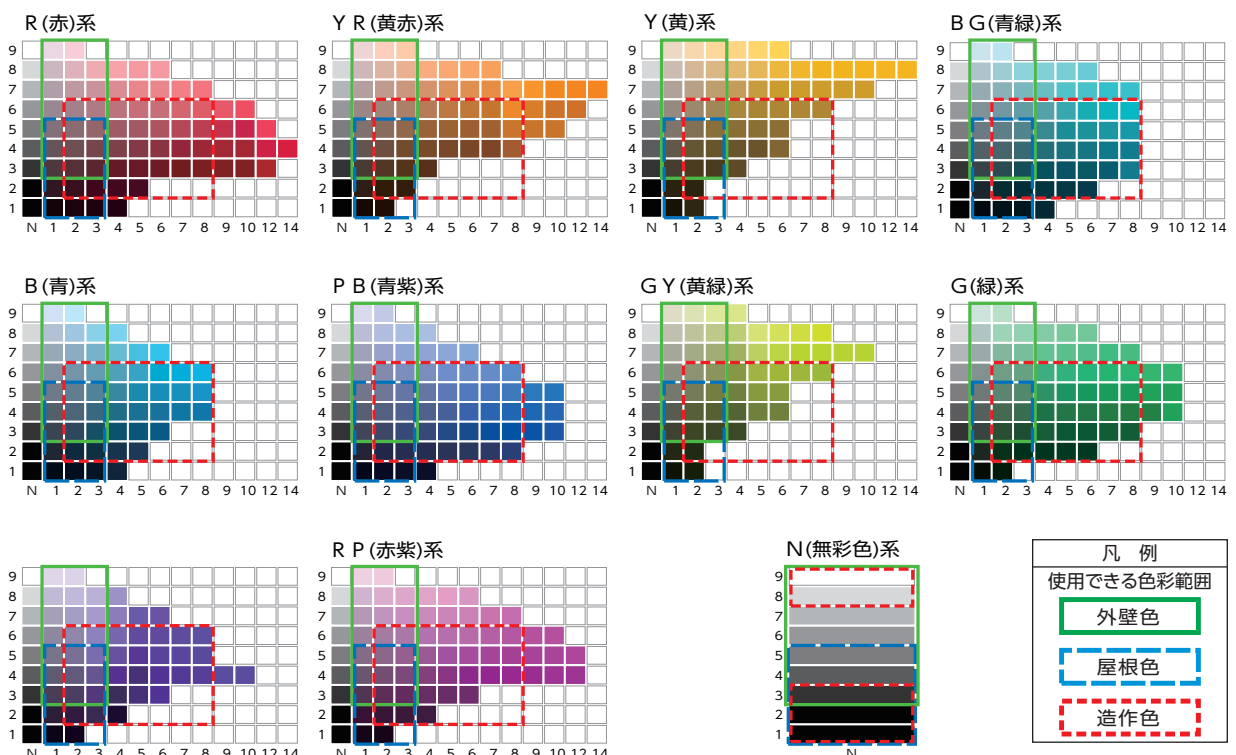
(3) 色彩基準

①共通基準

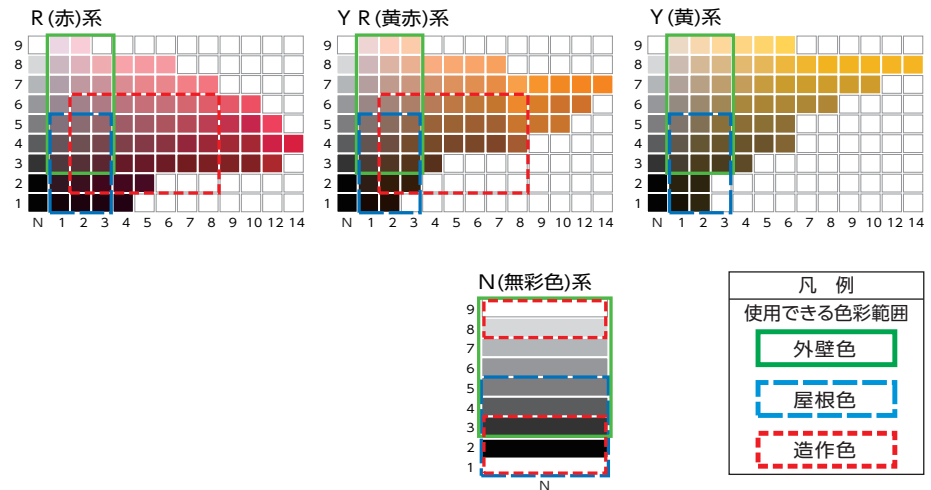
行為の種類		行為の基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転または外観の変更	色使い	・東エリアは、伝統的生活感や自然環境に調和した色使いとする。 ・中エリアは、自然環境と調和し、落ち着きと統一感の感じられるような色使いとする。 ・西・中エリアは、自然環境と調和し、洗練された格調と落ち着きの感じられるような色使いとする。 ・太陽光発電施設を屋根や屋上壁面等に設置する場合は、周囲の色使いになじませる。 ・工作物は、周辺の色彩と調和するよう明度及び彩度を下げる。
	色数	・中エリアは、賑わいを演出するアクセントとなる色彩は、色彩相互の調和、使用する量に配慮する。 ・西・東エリアは、使用する色数を少なくする。
	照明	・自然環境と調和するよう建物周りの照明は設置場所に配慮しながら、過度なものとならないよう配慮する。照明は温かみのある光源を用いる。

②色彩エリア別の数値基準

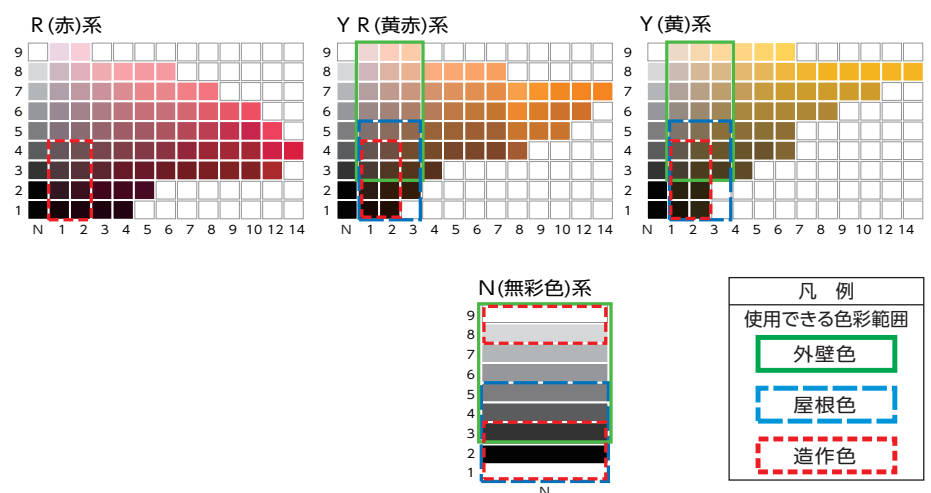
西エリア	外壁色		屋根色		造作色	
部位	外壁		屋根		窓枠 / 梁 / 手摺 / 扉など	
色相	全色相	無彩色	全色相	無彩色	全色相	無彩色
明度	9～3	9～3	5以下	5以下	6～2	8以上3以下
彩度	3以下	—	3以下	—	2～8	—



中エリア	外壁色		屋根色		造作色	
部位	外壁		屋根		窓枠 / 梁 / 手摺 / 扉など	
色相	R, Y R, Y系	無彩色	R, Y R, Y系	無彩色	R, Y R系	無彩色
明度	9～3	9～3	5以下	5以下	6～2	8以上3以下
彩度	3以下	—	3以下	—	2～8	—



東エリア	外壁色		屋根色		造作色	
部位	外壁		屋根		窓枠 / 梁 / 手摺 / 扉など	
色相	Y R, Y系	無彩色	Y R, Y系	無彩色	R, Y R, Y系	無彩色
明度	9～3	9～3	5以下	5以下	4以下	8以上3以下
彩度	3以下	—	3以下	—	2以下	—



※自然素材を使用する場合は素地色を用いることができるが、防腐材等を使用する場合は色彩数値基準による。



景観重要建造物及び景観重要樹木を指定することにより、自然的及び歴史的景観面からの景観育成を図り、本村の特色ある景観を維持していきます。

1. 景観重要建造物

地域の良い景観の形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から誰もが容易に望見でき、次のいずれかに該当するものについて景観重要建造物として指定します。指定にあたっては、所有者の同意を得た上で、白馬村景観審議会及び建築などの専門家の意見を聴くものとします。

- ① 村民に広く親しまれており、地域の景観育成上重要な位置にあり、地域の目印となっている。
- ② 村や地域の自然、歴史や文化、産業などの伝承に寄与する。
- ③ 伝統的な様式や伝統的技法が外観等に用いられ、地域の規範となっている。



2. 景観重要樹木

地域の良い景観の形成に重要な役割を持ち、道路など公共の場所から誰もが容易に望見でき、次のいずれかに該当するものについて、景観重要樹木として指定します。指定にあたっては、所有者の同意を得た上で、白馬村景観審議会及び造園などの専門家の意見を聴くものとします。

- ①村民に広く親しまれており、地域の景観育成上重要な位置にあり、地域が目印となっている。
- ②村や地域の自然、歴史や文化、産業などの伝承に寄与する。
- ③古木や巨大樹などの希少樹木や心象に残る品格・風格を備えている。



屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する 物件の設置に関する行為の制限に関する方針

本村の景観を構成しているもののうち、屋外広告物は建築物等と同様にきわめて重要な要素です。屋外広告物は、村民が必要としている情報を提供することによって、産業などに活気をもたらしてくれる村民生活に欠かせないツールです。また、観光が主要産業であることから、多くの案内看板や店舗等に設置された看板類がみられます。

一方で、屋外広告物が無秩序に設置されると、周辺の景観が損なわれ、また、落下、倒壊などによる事故が起きることもあります。破損など管理が行き届かない場合には、情報提供の効果も失われてしまうこともあります。

そのため、建築物と同様に屋外広告物についても設置場所、形状や規模などについて適切なルールが必要です。

現在、本村での屋外広告物に関する具体的な規制は、長野県屋外広告物条例が適用されており、平成8年10月1日に自然公園を除く全域が屋外広告物特別規制地域に指定されています。また、白馬村屋外広告物に関する規則により許可申請等が規定されています。さらに、自然公園法によって、中部山岳国立公園内では特別保護地区では設置が禁止され、特別地域では環境大臣の許可を、普通地域では環境大臣への届出が必要とされています。

屋外広告物は、国道148号及びオリンピック道路沿いに、観光施設への案内看板などの設置が多く見られます。

一方、屋外広告物特別規制地域に指定されたことにより、集合看板が設置されるなど少しずつ改善されています。

当面は長野県屋外広告物条例によるものとし、将来的にはきめ細かで良好な景観の形成を進め、さらに公衆に対する危害を防ぐため、白馬村景観計画における景観づくりの基本方針との調和が保たれる条例の制定等に向けて取り組みます。





1. 景観づくりの取り組み

(1) 条例の適正な運用による建築物や工作物の景観誘導

景観計画区域の建築物や工作物等については、本計画に定める景観づくりの基準に沿った誘導ができるように条例を制定し適正に運用します。条例の運用に際しては、必要な審議を行う「白馬村景観審議会」を設置します。

屋外広告物に関しては、現行の「白馬村屋外広告物特別規制地域」を本計画に位置付けて運用を図ります。

(2) 村民の景観に関する意識向上

本村の景観づくりを進めるには、村民や事業者の景観に関する意識の向上を図ることが最も大切です。村民意識の実態に応じた施策として、村民の意識の向上を図るため、広報等による情報の周知といった基礎的な取り組みに加え、村民が身近なレベルで景観まちづくり活動に参加できる機会の創出等、村民の参加意欲に応じた仕組みづくりも進めていきます。さらに、景観育成村民団体の認定などにより、村民主体の活動を推進します。

(3) 地域のより良い景観づくりの手法

地域のより良い景観づくりは、村民、土地所有者、村民活動団体、事業者、行政等が共通の認識を持ち、ともに取り組むことが重要です。

さらに、景観育成に係る様々な制度の活用は、地域のより詳細な景観づくりに効果的です。

村民の景観づくりへの思いや意欲を形にできる、地域地区の指定や住民協定の締結への促進により、地域の景観づくりへの支援を行います。

①景観協定の締結支援

景観協定は、景観法第81条に基づき定めることができます。建築物や工作物の用途の制限の他に、農地や緑地に対する基準など景観計画や景観条例より幅広い基準を設けることができます。

②景観育成住民協定の継続と締結への支援

本村では、長野県景観条例による景観育成住民協定が、すでに7地区10協定が認定され、村の景観づくりの先導的な立場となり、より良い景観を目指して活動を行っています。これからも、白馬村景観条例で認定を引き継ぎ、地域の取り組みを継続していきます。

自主的な景観育成への取り組みを多くの地区へ広めることが、村の景観を守り育てることに繋がります。協定地区等の取り組みのさらなる発展と協定地区間の連携とともに、新たな地域における景観育成住民協定締結の促進、景観育成重点地区への発展を支援します。

③景観地区（準景観地区）の導入検討

景観地区は、景観法第 61 条第 1 項に規定された地区で都市計画法第 8 条の地域地区として、準景観地区は、村の制度として条例で定めることができます。

種類、位置、区域、形態意匠の制限の必須事項のほか、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度等について基準を設けることにより、地区の景観育成を進めていくものです。

④地区計画の導入支援

地区計画は、都市計画法第 12 条の 5 に基づき定めることができます。地区計画は、目指すべき将来像、道路や公園などの公共施設の位置、建築物に関する基準などを示した「地区整備計画」にもとづき、住民と行政の連携による総合的なまちづくりを進めていく手法です。

また、建築制限の条例を制定することにより、建築基準法に基づく建築確認の審査対象となります。

⑤建築協定の維持と締結への支援

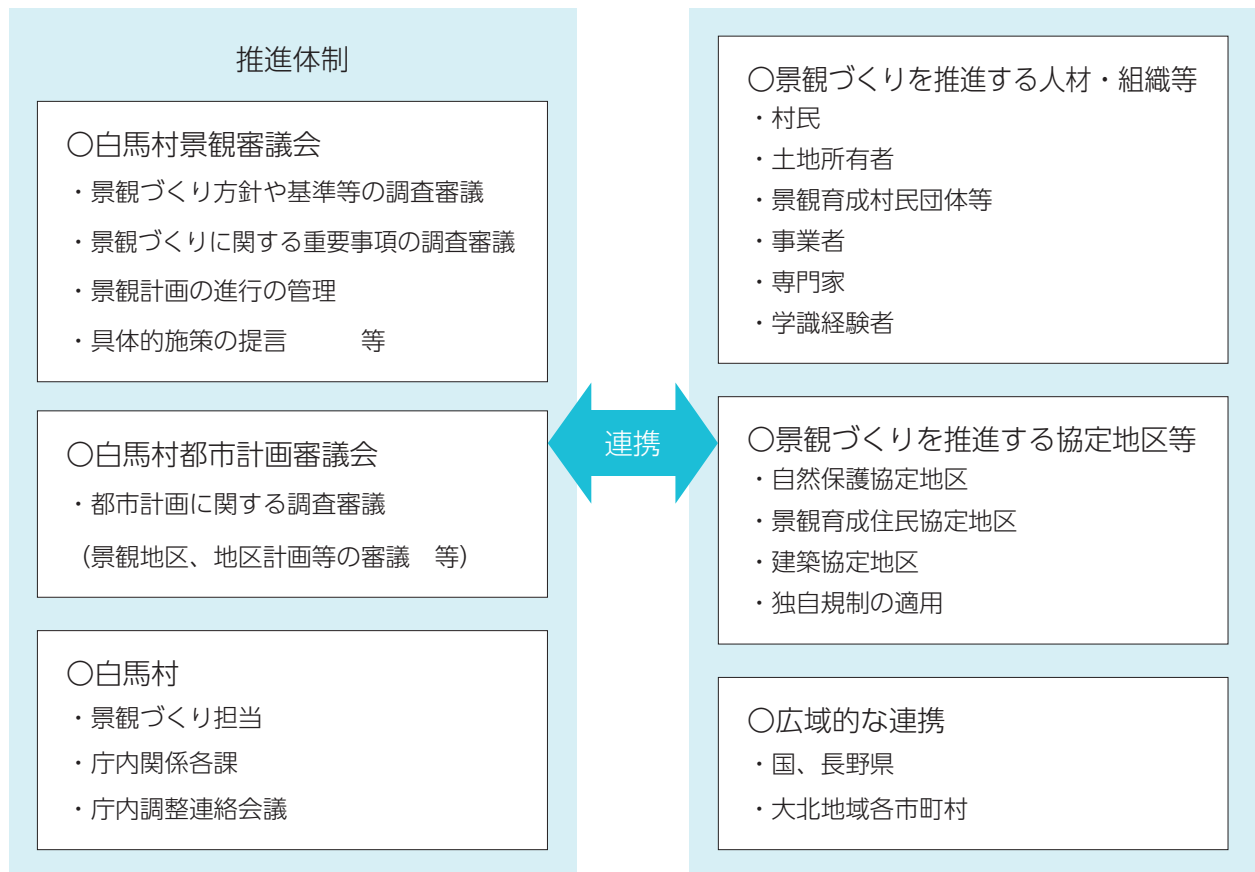
建築協定は、建築基準法第 69 条に基づき定めることができます。住宅地としての環境維持や商店街としての利便性の維持・改善が建築基準法の範囲では難しい場合に、より詳細な基準を定めることでまちづくりを進めていくものです。

建築協定では、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を定めることができます。

2. 景観づくりの推進体制

(1) 景観計画の推進体制

良好な景観づくりを推進するため、村民、事業者、景観づくりを推進する地域や団体、行政などが協働して取り組みができる体制をつくります。特に白馬村景観審議会が推進体制の中心となり、積極的な景観づくりに取り組みます。



(2) 景観に関わる村民・事業者・行政の役割

①白馬村景観審議会

景観計画の景観づくりの方針や基準の見直し、村民の意識づくりなど、村長が諮問する景観づくりに関する重要な事項の調査・審議を行います。

また、景観計画の進行管理や具体的施策の提言も行います。

②白馬村都市計画審議会

都市計画区域の都市計画に関わる事項について、村長の諮問に対し調査・審議を行います。景観づくりに関わる事項について、都市計画面からの法的な助言や指導を得ることができます。

③庁内調整連絡会議

行政施設、道路、公園などの公共施設は、地域の景観の特性を活かした先導的な整備が求められるとともに、世界に誇れる美しい景観を今後も保全し活用を図っていく必要があります。

景観行政を担当する所管部局と関係部局で組織する庁内調整連絡会議を設け、一層の連携と調整を図ります。

④景観づくりを推進する人材・組織等

本村には、自分たちが住んでいる地域をより美しく、訪れる人たちには気持ちよくという意識をもった多くの村民や団体が、花づくりなどで主要な道路や民有空間で、自主的な運営として景観づくりに貢献しています。

一定の要件を満たすそれら団体を景観育成村民団体として認定し、活動意欲を高め、景観づくりに対する取り組みを進めます。また、景観パトロールなど自主的な活動のための体制を整備します。

⑤景観づくりを推進する協定地区等

本村には、自分たちが住んでいる地域の環境を住みやすく、美しくしたいという意識をもって自然保護協定や景観育成住民協定などが締結されています。

これら協定地区等の取り組みをさらに発展させるとともに、協定地区間の連携により地区の取り組みや問題を共有し、村の景観づくりの先導的な役割を担うことで、村内全域の景観づくりの推進と連携を図ります。

⑥広域的な連携

景観づくりは、狭義では村の景観的特徴を活かして白馬らしい景観を創出することですが、北アルプス、白馬連峰等の山岳景観やその周辺の景観は、周辺の市町村との共通の認識のもとに維持・創出することが求められます。

そこで、中部山岳国立公園を管理する国や長野県、周辺市町村との連携を図りつつ、景観づくりに取り組みます。

白馬村景観計画策定の経緯

1 白馬村景観計画策定委員会等での検討過程

開催時期	項 目	概 要
令和2年(2020年) 11月26日(木)	第1回 景観計画策定委員会	○景観計画策定委員会の委員委嘱について ○景観計画策定委員会について ○委員長及び副委員長の選出について ○委員会の運営について○議題 (1)景観計画の概要について (2)今後のスケジュールについて
令和3年(2021年) 3月23日(火)	第2回 景観計画策定委員会	○議題 (1)景観特性について (事務局より資料1に基づき説明) (2)グループ会議 (2グループにより、地域区分を検討) (3)情報共有 (グループ会議の成果を代表者が発表)
令和3年(2021年) 4月	パブリックコメント の募集	○長野県景観育成計画の一部を変更する事に対する意見募集(長野県) ○景観計画(素案)に対する意見募集(白馬村)
令和3年(2021年) 5月27日(木)	第3回 景観計画策定委員会	○議題 (1)地域区分について (2)景観形成方針事務局案の説明 (3)グループ会議 ①地域区分ごとの景観形成方針の検討 ②基準をつくるための視点の検討 (4)情報共有
令和3年(2021年) 6月23日(水)	第4回 景観計画策定委員会	○報告事項 (1)景観計画策定のスケジュールについて (2)前回ワークショップ形式会議における検討経過のまとめ (3)本日の進め方の方向性 ○協議事項 (1)グループ会議 ①地域区分ごとの景観形成方針の検討 ②景観形成基準設定のための視点の検討 (2)情報共有

開催時期	項 目	概 要
令和3年(2021年) 8月12日(木)	第5回 景観計画策定委員会	○協議事項 (1)景観形成基準について ①配置に関すること(壁面後退) ②規模に関すること(絶対高さ) ③形態・意匠に関すること(色彩)
令和3年(2021年) 10月1日(金)	第6回 景観計画策定委員会	○協議事項 (1)景観形成基準案について ①前回検討の修正事項 配置(壁面後退)・規模(絶対高さ) ②形態・意匠に関すること(色彩) ③届出が必要な行為の規模について
令和3年(2021年) 10月28日(木)	第7回 景観計画策定委員会	○協議事項 (1)景観形成基準案について ①前回検討の修正事項 1)行為の基準について 2)行為の規模(高さ)について 3)道路軸(県道白馬岳線 塩の道～八方交差点間)の取扱いについて ②色彩に関する計画書表現について (2)壁面の位置について(再掲)
令和3年(2021年) 12月15日(水)	第8回 景観計画策定委員会	○協議事項 (1)景観形成地域区分について ①県道白馬岳線(塩の道～八方交差点)沿道について ②白馬駅周辺の中心市街地の名称変更について ③新田地区内の沿道設定について (2)景観形成基準案について ①敷地の緑化事項への追記について ②壁面の定義と距離の確認 ③色彩基準における補助色の扱いについて
令和4年(2022年) 2月17日(木) ～3月1日(火)	第9回 景観計画策定委員会 (書面開催)	○景観計画素案について、意見書の提出

開催時期	項 目	概 要
令和4年(2022年) 3月24日(木)	第10回 景観計画策定委員会	○協議事項 (1)景観計画素案について ①前回会議(書面)における委員意見について(全体共有) ②景観づくりの基本方針について ③その他、景観を構成する重要な要素に関する保全等の方針について (2)今後のスケジュールについて ①進行管理の概要 ②白馬村景観計画素案のパブリックコメントについて
令和4年(2022年) 8月31日(水)	第11回 景観計画策定委員会	○協議事項 (1)景観計画素案の報告 ○村長へ景観計画素案の報告
令和4年(2022年) 10月	パブリックコメント の募集	景観計画(案)に対する意見募集
令和4年(2022年) 11月9日(水)	令和4年度第1回 景観審議会	○委員委嘱 ○景観審議会の役割及び白馬村景観条例について ○議題 (1)景観計画(案)の概要について (2)今後のスケジュールについて
令和4年(2022年) 11月30日(水)	令和4年度第2回 景観審議会	○議題 (1)景観計画(案)のパブリックコメント結果について
令和4年(2022年) 11月30日(水)	令和4年度第6回 都市計画審議会	○議題(抜粋) (1)景観計画について意見聴取

2 白馬村議会

開催日	概 要
平成 30 年 (2018 年) 3 月	景観行政団体への移行について (概要)
令和元年 (2019 年) 6 月	ワークショップを中心とした計画原案の検討計画について
令和 2 年 (2020 年) 3 月	主管課変更の報告 ワークショップまとめ報告
令和 2 年 (2020 年) 6 月	策定スケジュール (詳細工程) の報告
令和 2 年 (2020 年) 9 月	策定スケジュール (詳細工程) の報告 策定委員会設置の報告
令和 3 年 (2021 年) 3 月	景観区域の変更について
令和 3 年 (2021 年) 6 月	景観行政団体移行に関する県との調整報告 全体工程の見直しについて
令和 3 年 (2021 年) 9 月	景観法の概要について 計画 (素案) の進捗報告
令和 3 年 (2021 年) 12 月	全体工程の見直しについて
令和 4 年 (2022 年) 3 月	県との調整状況報告 計画 (素案) の報告 素案パブリックコメント実施の報告
令和 4 年 (2022 年) 9 月 29 日	条例案の提出・審議・可決

3 白馬村景観計画策定委員会名簿

所属団体	氏 名	備 考
白馬村議会	太田 正治	令和3年（2021年）5月4日まで
	横川 恒夫	令和3年（2021年）5月10日から 令和4年（2022年）6月30日まで
	松本喜美人	令和4年（2022年）7月1日から
白馬村議会	津滝 俊幸	令和3年（2021年）5月9日まで
	丸山勇太郎	令和3年（2021年）5月10日から
白馬村文化財審議委員会	伊藤 房光	令和4年（2022年）6月30日まで 副委員長
	矢口 一男	令和4年（2022年）7月1日から
まちづくり白馬友の会	柏原 敏明	令和4年（2022年）6月30日まで
	吉川 馨	令和4年（2022年）7月1日から
白馬村農業委員会	武田 克明	委員長
（社）長野県建築士会大北支部	池田 昌彦	
白馬建築業組合	横田 一彦	
白馬建設業組合	宮尾 英明	令和4年（2022年）7月1日から 副委員長
白馬村不動産業協議会	橋本 旅人	
白馬村索道事業者協議会	倉田 保緒	令和4年（2022年）6月30日まで
	荻野 正史	令和4年（2022年）7月1日から
白馬五竜観光協会	尾上 宏	令和4年（2022年）6月30日まで
	伊藤 公一	令和4年（2022年）7月1日から
八方尾根観光協会	丸山 徹也	
岩岳観光協会	切久保公正	
長野県環境保全研究所	須賀 丈	
大町建設事務所 整備・建築課	宮崎 哲也	令和4年（2022年）3月31日まで
	関 貴幸	令和4年（2022年）4月1日から
北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	柳沢 英俊	令和4年（2022年）3月31日まで
	長澤 孝	令和4年（2022年）4月1日から

白馬村景観計画

令和4年（2022年）12月発行

編集発行

白馬村 建設課

〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025

電話：0261-72-5000

